

(午前9時00分 開議)

○木澤委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、第6款 商工費について、説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 おはようございます。それでは、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要についてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書158ページをご覧くださいませでしょうか。第1項 商工費、第1目 商工総務費でございます。はじめに、社会参加の促進・支援では、高齢者の豊かな知識や経験、技能を活かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりへの支援といたしまして斑鳩町シルバー人材センターに対しまして助成等を行っております。次に、消費者意識の向上では、消費者被害の未然防止として、訪問販売お断りシールを作成し、民生委員や役場窓口での配布を行っております。また、消費者保護対策の充実では、消費者相談の実施といたしまして、毎週木曜日の午後に消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設を行っております。令和元年度の相談件数は71件となっております。以上、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、認定第3号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

認定第3号

令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和2年8月31日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、着席して説明をさせていただきます。資料の令和元年度歳入歳出決算書の22ページをご覧くださいでしょうか。

令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が29億4,057万4,120円、歳出総額が31億3,066万5,777円、歳入歳出差引額は、1億9,008万6,457円の歳入不足となりました。このため、令和2年度会計において、繰上充用の予算補正の措置を行い、決算を終えております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとに説明申しあげます。

主要な施策の成果報告書、217ページから222ページの第1款 総務費であります。はじめに、217ページ、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用を支出を行っております。令和元年度末現在の国民健康保険の加入世帯数は3,559世帯であり、総世帯に占める割合は30.0%、被保険者数は5,733人で、総人口に占める割合は20.3%となっております。被保険者数、世帯数とも減少傾向となっております。

次に、218ページ、第3目 共同事業負担金であります。国民健康保険事業の県単位化に伴い、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知など、各市町村が共通して実施していた事業を、県の国保事務支援センターで共同事業として実施しており、その事業に対する負担金を支出をしております。

次に、219ページ、第2項 徴税費でございます。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託料等に係る費用を支出しております。次に、令和元年度の国民健康保険税の状況でございます。はじめに、220ページ、現年度課税分の状況でございます。一番下の行になりますが、調定額5億5,872万2,300円に対して、収入済額は5億4,212万4,498円で、収納率は97.0%、前年度と比較をいたしまして、2.2ポイントの増となっております。

次に、221ページ、滞納繰越分でございます。一番下の行になりますが、調定額1億2,743万5,607円に対して、収入済額は2,670万1,842円で、収納率は21.0%で、前年度比0.4ポイントの増となっております。なお、滞納処分の実施状況につきましては、219ページにお戻りをいただきまして、差し押えで8件、

交付要求2件、滞納額128万8千円を処分いたしております。また、換価・配当があったものにつきましては8件、金額で104万2千円となっております。

次に、222ページをお願いいたします。不納欠損処分の状況でございます。処分人数は52人、金額で532万996円となっております。次に、同ページの第3項運営協議会費でございます。令和元年度の国民健康保険運営協議会は、国保特別会計の予算・決算の状況、特定健康診査の実施状況、適正な保険税率等について審議をいただきまして、3回を開催しております。

次に、223ページから226ページの第2款 保険給付費でございます。はじめに、第1項 療養諸費は、前年度と比較して3,568万1,606円の増となっております。被保険者数は減少傾向にありますが、入院・入院外ともに、1人当たり及び1件あたりの医療費が増加をしております。また、消費税率の引き上げに伴う診療報酬の改定等が増加の主な要因でございます。次に、225ページ、第2項 高額療養費でございます。前年度と比較して1,504万9,899円の増となっております。支給件数、支給額とも増加をしている状況でございます。次に、226ページ、第3項 移送費でございます。移送費につきましては、医師の指示に基づき、治療に必要となる医療品の搬送に対して給付を行っております。次に、第4項 出産育児諸費でございます。出産育児一時金の給付件数は14件で、前年度と比較をいたしまして、7件の減となっております。次に、第5項 葬祭諸費でございます。葬祭費の給付件数は、前年度と同じ、29件となっております。

次に、227ページから228ページの第3款 国民健康保険事業費納付金でございます。平成30年度の国民健康保険事業の県単位化に伴い、保険給付に要する費用を奈良県が全額負担することとなるため、その財源といたしまして、各市町村は、県から示された事業費納付金を納めることとなっております。第1項 医療費給付費分で5億4万4,403円、第2項 後期高齢者支援金等分で1億6,771万8,092円、228ページにお移りをいただきまして、第3項 介護納付金分で5,205万1,959円の納付を行っております。次に、第4款 共同事業拠出金でございます。退職医療に係る事務拠出金の支出を行っております。

次に、229ページ、第5款 財政安定化基金拠出金でございます。天災等の特別な理由による収納不足などが生じた場合に、奈良県の基金から収納不足額の2分の1以内で交付を受けることができ、県内でこうした基金からの交付があった場合、その財源について、国、県、市町村が3分の1ずつ負担することとなっておりますが、令和元年度に

については拠出はございませんでした。

次に、230ページの第6款 保健事業費でございます。はじめに、第1項 保健事業費では、人間ドック健診の助成といたしまして、108件、203万6千円の助成を行っております。また、医療給付について理解を深めていただくための各種パンフレット等を購入し、被保険者に対して配布を行っております。次に、第2項 特定健康診査等事業費では、生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームを早期に発見するため、個別健診に加え4回の集団健診を実施し、受診者数は1,664人、受診率は36.4%、前年度比1.5ポイントの上昇となっております。次に、第7款 基金積立金でございますが、積立はございませんでした。次に、第8款 公債費でございますが、一時借入金等は発生をしておりません。

次に、231ページ、第9款 諸支出金でございます。はじめに、第1項 償還金及び還付加算金でございます。過誤納付となった国民健康保険税を還付するほか、前年度に超過交付となりました調整交付金等を精算還付したものでございます。次に、第2項 療養費等指定公費立替金であります。高齢受給者の自己負担額の軽減を図るための町の一時立て替えについて、国民健康保険団体連合会へ支払ったものでございます。

次に、232ページでございます。第10款 予備費でございますが、充用はございませんでした。次に、第11款 前年度繰上充用金でございます。平成30年度会計において、2億4,180万6,881円の歳入不足が生じたことから、令和元年度会計で繰上充用したものでございます。

続きまして、歳入決算の状況についてご説明を申し上げます。215ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表といたしまして歳入決算の内訳を記載をさせていただいております。この表の決算額は千円単位での表記となっているものでございますので、予めご承知をください。まず、1行目、第1款 国民健康保険税の決算額は5億6,882万6,340円でございます。前年度と比較をいたしまして、1,965万2,585円、3.3%の減となっております。被保険者の減少が主な要因でございます。次に、2行目、第2款 県支出金の決算額は21億2,829万5,258円でございます。前年度と比較をいたしまして5,130万1,171円、2.5%の増となっております。保険給付相当分であります普通交付金の増によるものでございます。

次に、第3款 財産収入でございますが、収入はございませんでした。次に、第4款 繰入金の決算額は2億3,765万2,668円でございます。国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費などの法定の繰入金のほか、後期高齢者医療支援

分の赤字補てんするための財源を一般会計から繰り入れたものでございます。次に、第5款 繰越金では、決算余剰金は発生をしておりません。次に、第6款 諸収入では、決算額が476万5,854円でございます。国民健康保険税の延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正・不当な医療に係る返還金、療養費等指定公費返還金が主なものでございます。最後に、第7款 国庫支出金では、決算額は103万4千円となっております。国民健康保険制度の改正及び番号制度対応に伴う国保システムの改修費として、国庫補助金の交付があったものでございます。

以上で、認定第3号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら、私からいくつかお尋ねしたいと思うんですけども、国保の特会見る中ですね、平成30年度から県単位化になりまして、主体が県のほうに移っているということの関係をよく見とかないかなと思うんですけども、この令和元年度の特会の国保特会の黒字の要因ですね。まず、これをお尋ねしたいと思います。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 令和元年度の国民健康保険ですね、特別会計の黒字の要因でございますけれども、まず、収納率の向上があげられます。先ほど部長説明でもございました現年度分は97%、昨年度より2.2ポイントの上昇ということです。また、過年度分につきましては21%と、こちらのほうも昨年度より上昇しております。0.4ポイント上昇しているということでございます。これによりまして、現年度分の保険税収入、また滞納繰越分の保険税収入の増が黒字の要因のひとつと分析をしています。

次に、国民健康保険事業の納付金なんですけれども、令和元年度の町が納める納付金、こちらは減少しております。この減の要因につきましては、被保険者数の減少に伴いまして、県全体の医療給付にかかる費用も減少しているというところがございます。あとですね、納付金、最終的に納める額には、前々年度の前期高齢者交付金等の精算額を差し引いた額となっております。令和元年度におきましては、この精算額が前年度より多くマイナス要因になったということもございまして、こうしたことから黒字決算になったというふうに分析をしております。以上でございます。

○木澤委員長 確かに収納率上がって、ちょっとびっくりしましたけども。それと納付金ですね、予算時から被保険者数が減少するのを決算までに反映させてるという、そういうシステムになってるんですかね。予算時に、もともと制度スタートのときから見込みで大体これぐらいになるやろということでスタートして行ってましたけども、実際の保険者数、被保険者数とのずれというのがあったと思うんですけど、それは当初予算から決算までにきちっとどこかで調整してるという、そういうことでもいいんですかね。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 年度の途中でいわゆる調整するという、そういう仕組みにはなっておらないです。県のほうが見込んだ額、提示された額をですね、その1年間で分割して納付するという形になっておりますので、途中で変更、調整するという仕組みにはなっていないという状況でございます。

○木澤委員長 分かりました。あと、納付金の額が適正なのかどうかというところなんですけども、黒字の要因はいろいろあると思いますけど、要は、納付金、こっだけ金額払いなさいと金額が示されて、町のほうは基本的にはそれを大体目安にして保険料の設定なんかも検討していくわけなんですけども、町の会計とは別に県の会計ですね、その単年度の黒字になってるのか、赤字になってるのかというのをよく見とかなあかんと思うんですけど、これ県単位化が始まって2年目になりますけど、今、県の会計のほうですね、赤字、黒字の状況、基金がどれくらいあるのかとか、そんな状況ちょっとわかりましたら教えてほしいんですけど。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 奈良県の平成30年度の決算状況になりますけれども、決算剰余金といたしまして約26億7千万円の剰余金が発生しております。このうち国民健康保険の療養費と国庫負担金の精算を除きますと約11億1,900万円、これが国民健康保険財政調整基金に積み立てておられます。この剰余金の主な要因は、介護納付金が被保険者数の減によって想定よりも減少したということを知っておりまして、この基金に積み立てる趣旨というのは、特別会計で区分するという事で基金に積み立てられたということでございます。この基金の活用につきましては、国民健康保険財政の安定的な運営の観点から、今後の収支状況等を踏まえて検討していくということを申されておられます。

○木澤委員長 最初見込みのスタートなんで、赤字になるような組み方をしないと思いますけれど、発生した黒字に対して、今後それが予算規模に対して基金の額が妥当なもの

なのかどうかという点の検証と、あと、やっぱり毎年黒字、黒字で基金が積み上がって
いってしまうようなことのないように、やっぱり町としても県の財政チェックしていただ
く必要があると思うんです。来年度、これがスタートして3年目になりますので、保
険料率の見直しをかけはると思うんですけど、やはりこの黒字になってる部分というの
は、きちっとそれも使って、住民の皆さんの負担を軽減していただくということも、こ
れ県のほうになりますけども、はかっていっていただかなければいけないなと思ってま
すので、町としても、その辺のところよく注視していただいて、保険税率を決めるのは
斑鳩町になりますので、その際の、きちっと参考にしていただきたいし、決算委員会
でもそういう意見があったということで、それも反映していただきたいなと思います。

そしたら、こっちの町の特別会計の中身のほうをちょっとお聞きしていきたいんです
けど、222ページのところの短期被保険者証ですね、これ6か月交付の分は件数変わ
ってないんですけど、3か月交付の分が50件から68件に増えてきてるんですけど、
これはどういった要因なんでしょうか。

安藤国保医療課長。

- 安藤国保医療課長 短期被保険者証につきましては、さまざまな事情によりまして納付
困難な方に来庁いただいて納付相談する中で、6か月もしくは3か月を基本に交付して
いるという状況でございます。それぞれ世帯構成であるとか生活状況など異なりますの
で、そういう中で納付の意思、納付金額等をですね、実際の納付状況を見る中で交付し
てるというところでございます。資料にもありますように件数、また金額が増えている
ということでございます。実際の納付の相談におきましては、やはりその相談される方
の生活の保障というんでしょうかね、考えますと、支払い能力以上に納付を求めること
もできないというところがございます。実際、生活費にやりくり非常に苦慮されてい
る方も多くおられる中で、どうしても国保税の支払いが滞りがちになってしまう方が多
いというのが実情です。一方で、納期内にきちんと納付をされている方という、しんど
いながらも納めておられる方もおられますので、そういった方たちの公平性という視点
も、これは忘れてならないというふうに考えております。そうした中、滞納対策といた
しましては、できる限り接触する機会を確保するということが必要になってまいります
ので、現状、納付相談の状況を見る中で、やはり3か月という短い期間にはなってお
るんですけども、窓口にお越しいただいて相談する中で交付しているということで、3
か月の短期証が増えているというような状況でございますので、ご理解のほどよろしく
お願いいたします。以上でございます。

○木澤委員長 ちょっと今、課長の答弁の中で公平性という言葉が出てきたんで、ちょっとひっかかったんですけども、確かにそりゃ被保険者の皆さん皆平等に扱うというのは当然のことですけど、何か、この短期保険証を発行することで納付相談の機会を増やすというのは分かるんですけど、その罰則的な考えで取り組んでいるのか、何かちょっとそのように聞こえたんですけど、そこはそんなふうに思っはるんですか。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 申しあげましたように、納付の相談の機会を増やすということで、特に丁寧な対応をするということで結果として増えてますけれども、ただこの納付相談に来ていただいてお話を、生活状況等を聞かせていただく中で、実際、徴収にあてるとなかなか生活が厳しいというところになりますと、一旦納付を止めるという場合もございます。それが、結局最終的にこの途中資料で報告させていただいてますように、不納欠損という形で持っていく場合もございますので、そういった意味も踏まえて、回数を増やしていったらということの結果的にこういう状況になってるということですので、その必要以上の過度な徴収をするということにはございませんで、そういったところは理解願いたいと思います。

○木澤委員長 短期被保険者証を発行して、納付相談等の接触の機会を増やすということでされていますけども、実際に、私、住民の皆さんから相談受ける中で、やっぱりお金がないので全額納められないので、自ら窓口によく行かへんと言わはる人は何人もいてはって、一緒に行かせてもろたりして、今まで発行はしてもろたんですけども、こういうやり方がいいのか、また別の機会でもさせてもらおうと思いますけれど、横浜市のほうとかですね、その資格証とか短期被保険者証の発行もやめて、その収納率なんかも上がってますよというお話もありますので、また、その政策的な面については今後検討していきたいなというふうに思いますけども、そもそも以前から申しあげてきましたように、国保税の被保険者の負担に比べると、やっぱり社会保険と比べると、企業負担等はありませんので、本人さんの負担がかなり大きくなってしまっていて、本来であったら、この県単位化に移行するにあたって、国からもっと財政支援をしてほしいと、全国知事会も言っていたにもかかわらず、その分のお金が入ってきてないということで、被保険者の皆さんの負担になってきてしまっていますので、だから、やっぱり今でも高過ぎる国保税ですね、今後また県のほうから標準保険料率が示されるかと思いますが、やはり過度の負担にならないようにということで、検討も必要ですし、町としては後期高齢者納付金の不足分ということを一般会計から補填していただい

すけど、やはり県のほうもですね、県の財政のほうからもきちっと負担していただけるような方策をとっていただくべきじゃないのかなと私は考えております。町のほうも、これからいろいろ担当者、もしくは町長レベルでの県と接触する機会があると思いますので、そういう意見が議会に出ているということを県のほうにも伝えていただきたいなというふうに思います。ここの短期被保険者証の件につきましては、やはり納付相談し
っかりしていただいて、住民の皆さんに被保険者証がしっかり手渡しできるよう、手渡しというか、お渡しできるように町としても手元に届かないということがないように、運用についてはお願いをしておきます。

もう一点、226ページなんですけども、気になったのは出産育児一時金が前年度に比べてだいぶ減っているという点で、以前と比べてもちょっと傾向的にも減ってきてるなというふうに、ここの国保の特会では出てきてるなと思うんですけど、これはどういった要因なんだろうかな。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 この出産育児一時金の件数の減少ですけれども、参考に過去の状況も調べてみました。令和元年度から過去5年間の支給状況で申しあげますと、30年度はここにありますように21件でございます。29年度は20件、28年度は23件、27年度は29件、そして26年度は19件となっております。また、参考に出生者数を申しますと、まず元年度は197人、30年度は223人、29年度は194人、28年度は241人、27年度は199人、最後に26年度は195人となっております。出生者の数につきましては、年度により増減があるということでございます。今申しました、例えば26年度、27年度を見ましても出生者の数は大きく変わらないんですけども、支給件数に開きがあるというようなこともございますので、なかなか単年度の数字だけで要因を見い出すということは非常に難しいというふうなところがありますので、そのあたりご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○木澤委員長 極端に出生率、出生数が減っているわけではないということなんで、少し安心しましたけど。はい、分かりました。

そしたら、ほかによろしいですか。

伴委員。

○伴委員 今、委員長からの質問でちょっと重複するんですが、222ページの短期の被保険者の交付の件なんですけど、結局、今答弁聞かせていただくと、相談の回数を増やし、ある面でいろいろな事案に対して、一緒に相談しながら考えていくというような、収納

率も上げながらそういう格好でやられていると、これ非常にいいことやなど。実際これ年齢、ちょっと気になったんは、若い方が来られて相談が多いのか、それとも結構高齢の方が来られるケースが多いのか、この3か月ごと、6か月ごとこれ含めてで結構ですけど、そのあたりどんなもん、年齢構成どないなってますか。

○木澤委員長　すぐ分かりますか。

　　伴委員。

○伴委員　きちっとした数字でなくても結構です。

○木澤委員長　安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長　特に一定の年齢層、年代であるとか、そういう偏りは特になくて、幅広いというのが実際のところ、相談を受ける中での状況でございます。以上です。

○木澤委員長　伴委員。

○伴委員　いろいろなケースというのがあると思う、本当にご病気とかそういうものが絡むイレギュラーの場合もあれば、職の収入の面からのというのもあり、非常に気になるのは、これ、もし増えてきて、やっぱり世の中の経済といたしますか、特にこの決算とは関係ないけど今年はちょっとややこしい形で、雇い止めというか、そんなことも報道されている中で、今最近、これとは関係おませんが、最近ちょっと増えてきてるなどか相談が、そういうことはないでしょうか。それも、ちょっとそれも気になって。

○木澤委員長　安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長　実際、雇い止めというようなケースの場合はですね、非自発的失業による減免という制度もございまして、所得を7割減して計算するという、そういう適用もさせていただいております。ですので、あと、今年でしたらコロナの減免等も実施しておりますので、そういう社会情勢というんでしょうかね。そういったものも制度的に反映、考慮しながら、されながらですね、運営してるというところでございます。

○木澤委員長　伴委員。

○伴委員　これはもう相談より、結局知識がなくてすごく悩まれるというか、そういうケースもこれはあると思うんですわ。聞いてみると、そういうような制度がありますよということで案内していただいて、やっぱり1人で悩まれるといたしますか、そういう知識がなくて苦しまれるようなことがないように、できるだけそういうような感じで接触の機会を増やしたり、相談しやすいような形で進めていただければと思います。

○木澤委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第4号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

理事者の説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、認定第4号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和2年8月31日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

座って説明をさせていただきます。令和元年度歳入歳出決算書の28ページをご覧くださいでしょうか。令和元年度介護保険事業特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、歳入総額が24億5,490万4,418円、歳出総額が23億7,408万6,561円、歳入歳出差引額は8,081万7,857円の黒字となっております。

次に、この決算書の34ページをご覧くださいでしょうか。令和元年度介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）でございます。歳入歳出決算額は、歳入総額954万5,381円、歳出総額743万3,627円、歳入歳出差引額は211万1,754円の黒字となっております。

それでは、保険事業勘定の決算の状況について、歳出の部から各款ごとに説明を申し上げます。資料の主要な施策の成果報告書の236ページをお願いできますでしょうか。

236ページから238ページの第1款 総務費でございます。はじめに、236ページの第1項 総務管理費でございます。介護保険事業に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用について支出を行っております。次に、本ページから237ページの第2項 徴収費でございます。介護保険料の賦課徴収事務に要する費用について支出を行っております。令和元年度の介護保険料の状況でございます。現年度保険料の調定額は5億2,249万3,090円に対しまして、収入済額は5億2,123万1,6

30円で、収納率は99.6%、前年度と同率となっております。次に、滞納繰越分の状況でございます。調定額は512万80円に対しまして、収入済額は70万8,930円で、収納率は13.8%で、前年度比3.4ポイントの減となっております。

次に、第3項 介護認定審査会費では、介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成などに要する費用について支出を行っております。

次に、238ページの第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフレットの作成を行っております。次に、第5項 介護保険運営協議会費では、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗管理等について審議をするため、運営協議会を2回開催しております。次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、地域包括支援センターの適切な運営等について審議するため、運営協議会を2回開催しております。

次に、239ページから241ページの第2款 介護給付費でございます。第7期介護保険事業計画における令和元年度の標準給付費22億6,747万3,964円に対する介護給付費の執行割合は、92.7%となっております。

はじめに、第1項 介護サービス等諸費でございます。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、居宅介護サービス計画の作成、福祉用具の購入、住宅改修などに係る給付費について支出を行っております。前年度と比較をいたしまして、件数で1,242件、給付費で9,151万6千円の増となっております。次に、第2項 介護予防サービス等諸費でございます。要支援認定を受けた被保険者の居宅支援サービス、居宅支援サービス計画の作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付費について支出を行っております。前年度と比較をいたしまして、件数で62件の増となっておりますが、給付費では134万3千円の減となっております。

次に、240ページでございます。第3項 その他諸費では、介護報酬の請求にかかる審査事務の手数料について支出を行っております。次に、第4項 高額サービス等費では、高額介護サービス及び高額介護予防サービスに要する費用について支出を行っております。同一月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合等に、その給付を行うものでございます。次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、高額医療合算サービスに要する費用について支出を行っております。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の自己負担額を合算し、その負担限度額の超過額のうち、介護保険に係る負担分について給付を行うものでございます。

次に、241ページの第6項 特定入所者介護サービス等費では、低所得の要介護認

定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、食費や居住費にかかる自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について給付をするものでございます。

次に、第3款 基金積立金では、介護保険給付費準備基金への積立金について、平成30年度決算における黒字収支分及び当該基金の運用益8,532万3千円の積み立てを行っております。また、第7期介護保険事業計画のとおり6,800万円の基金の取り崩しを行ったことから、令和元年度末の基金現在高は3億841万4千円となっております。

次に、242ページから250ページの第4款 地域支援事業費でございます。はじめに、第1項 介護予防・生活支援サービス事業費では、介護予防・生活支援サービス事業に要する費用について支出を行っております。第1目 介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度と比較して、件数で51件、給付額で92万3千円の増となっております。第2目 介護予防ケアマネジメント費では、前年度と比較をいたしまして、件数で79件、給付額で65万6千円の増となっております。

次に、243ページから244ページの第2項 一般介護予防事業費でございます。すべての高齢者を対象とした運動器機能向上教室・口腔機能向上教室・認知症予防教室等を実施をいたしております。また、地域における住民主体の介護予防の取り組みを強化するため、人材育成や活動の支援を行っております。

次に、244ページから249ページまでの第3項 包括的支援事業・任意事業費でございます。第1目 包括的支援事業費では、地域包括支援センターの運営に要する費用について支出を行っております。包括的・継続的ケアマネジメントでは、日常的個別指導・相談支援困難事例等への指導・助言や地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築等を行っております。次に、245ページから247ページの第2目 任意事業費では、介護給付費等費用の適正化、家族介護教室や家族介護用品の支給、配食サービス、緊急通報装置の設置などの介護保険事業で実施する福祉サービスに要する費用について支出を行っております。次に、247ページの第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療・介護連携推進事業会議を開催を行っております。次に、248ページの第4目 認知症総合支援事業費では、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催するとともに、認知症の人などに早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し業務を行っております。第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、要支援や要介護のおそれの高い人が、自立して生活できるように支援を行っております。

第6目 総合相談事業費では、総合相談事業を実施し、相談件数は712件となっております。次に、249ページ、第7目 権利擁護事業費では、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うとともに、権利擁護について理解を深めるため、講演会の開催を行っております。第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメントの支援、地域課題の把握などの推進を行っております。第9目 生活支援体制整備事業費では、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者等の生活実態に合わせ、住まい、医療、介護、予防及び生活支援の体制を整備するため、ワーキングチーム会議及び生活支援体制推進協議会の開催を行っております。

次に、250ページ、第4項 その他諸費では、介護予防・生活支援サービス事業の請求に係る審査事務の手数料について支出を行っております。

次に、第5款 諸支出金であります。平成30年度以前の第1号被保険者の保険料の還付、国・県の支出金等の超過交付の返還金について支出を行っております。

次に、第6款 予備費では令和元年度では、充用はございません。

続いて、歳入決算の状況についてご説明申し上げます。234ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表といたしまして、歳入決算額の内訳を記載をさせていただいております。決算額の単位につきましても千円単位となっておりますので、よろしくお願いたします。まず、1行目、第1款 保険料の決算額でございます。5億2,194万560円、前年度と比較をいたしまして795万640円、1.5ポイントの減となっております。2行目、第2款 使用料及び手数料の決算額は1万3,350円となっております。保険料に係る督促手数料でございます。3行目、第3款 国庫支出金の決算額は5億111万5,032円となっております。前年度と比較をいたしまして、2,598万8,935円、5.5ポイントの増となっております。4行目、第4款 支払基金交付金の決算額は5億8,661万9,985円となっております。前年度と比較をいたしまして2,985万8,748円、5.4ポイントの増となっております。次に5行目、第5款 県支出金の決算額は3億2,587万6,360円となっており、前年度と比較をいたしまして1,255万5,657円、4.0ポイントの増となっております。次に、6行目、第6款 財産収入の決算額は20万1,850円、7行目、第7款 寄附金は、令和元年度の寄附金の受け入れはございませんでした。次に、8行目、第8款 繰入金の決算額でございます。4億2,486万1,696円となっております。一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰り入れとなっております。介護

保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費と介護給付費等にかかる町負担分などの法定の繰入金を一般会計から繰り入れたものでございます。また、第7期介護保険事業計画どおり、介護保険給付費準備基金から6,800万円の取り崩しを行っております。9行目、第9款 繰越金の決算額は9,315万2,556円となっております。平成30年度の決算余剰金でございます。10行目、第10款 諸収入の決算額につきましては、112万3,029円となっております。保険料の延滞金や第三者行為損害賠償金、介護予防ケアマネジメント費の受け入れとなっております。

続きまして、令和元年度介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の決算についてご説明をさせていただきます。はじめに、歳出の部からでございます。主要な施策の成果報告書253ページをご覧くださいませでしょうか。第1款 総務費、第1項 総務管理費でございます。介護サービス事業における内部事務に要する費用などについて支出を行っております。次に、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費では、介護予防サービス計画の作成に伴う臨時職員の人件費やその委託に要する費用などについて支出を行っております。次に、第3款 予備費でございます。令和元年度では、予備費の充用はございませんでした。

続いて、歳入の部についてご説明を申し上げます。252ページでございます。第2表といたしまして、歳入決算の内訳を記載させていただいております。単位につきましても千円単位となっております。はじめに、1行目、第1款 サービス収入の決算額は733万3,868円となっております。地域包括支援センターで作成いたします介護予防サービス計画に対する収入となっております。次に、第2款 繰越金の決算額は、221万1,513円となっております。平成30年度の決算余剰金について受け入れを行ったものでございます。第3款 諸収入については、収入はございませんでした。

以上で、認定第4号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計について、質疑をお受けいたします。

奥村委員。

○奥村委員 244ページの一般介護予防事業費、地域リハビリテーション活動の支援というところがございますけれども、ここの、地域における介護予防活動の取組みを強化するため専門職による支援を行った、というところで、平成30年度は実人数が21名、

令和元年度は11名になって、半分になっておりますけども、このあたりの理由というのはわかりますでしょうか。

○木澤委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 こちらの地域リハビリテーション活動の支援のこの教室につきましては、リーダーの養成講座という形で実施をさせていただきました。この令和元年度の募集に際しまして、11人の応募があったということで、原因等につきましては、30年度と比べまして、半分ぐらいになっておりますので、今後増えていくように、また方法等考えていきたいと思っております。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。またしっかりと増やしていただけるように、取り組み、よろしく願いいたします。

それと次に、244ページの一番下の包括的・継続的ケアマネジメントのところ、日常的個別指導・相談支援困難事例等への指導・助言というところなんですけれども、平成30年度が20件、令和元年度が45件ということで2倍以上に増えているんですけども、やはり包括とかで、本当にいつも献身的に皆さんお世話していただいているんですけども、これケアマネジメントしていく中で、日常的に本当に支援困難な方とかいっぱいいらっしゃると思うんですけども、その辺で職員さんの負担であったりとか、ケアマネジメントしていくのに大変なことには、大丈夫でしょうか。

○木澤委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 ただいまご質問いただきました日常的個別指導・相談支援困難事例等への指導・助言が数字的に上がってきているところへのご質問でありますけれども、こちらにつきましては、包括支援センター中および地域の事業者、また関係機関等、非常に連携等ができてきておりまして、そのあたりで、連携ができてきたから相談件数的にも増えてきていると考えております。やはり、事業者、ケアマネージャー等の負担を少しでも減らすために、包括の職員につきましては、一丸となってそれに受けこたえているところがございますので、いい連携ができてきたという意味で、プラスのほうに捉えているところがございます。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 包括、またケアマネジメントされる方、また介護者の方、本当によくやったださっているなと思っております。今後とも大変な事例もたくさんあるかと思っておりますけども、どうかよろしく願いしたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら私もお聞きしたいと思うんですけども、令和元年度が実質、単年度収支で黒字となっているということですけども、まずこの要因についてお聞きしたいと思います。

中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 委員長からご質問いただきました施策の成果の233ページのところで出ておりますように、令和元年度介護保険事業特別会計の決算といたしまして、実質的な収支額7,779万3千円の黒字となったところでございます。こちらの要因といたしまして、まず一番大きな主な要因といたしましては、部長の説明でもありましたように、令和元年度の保険給付額が計画値に対して92.7%でありましたので、その分、予算に対しまして、計画に対して余剰金が出ましたので、そちらのほうは黒字の一番大きな要因でございます。その他の要因といたしましては、地域支援事業費につきましても、保険料が財源としてありますけれども、こちらにも計画値に対して執行額が少なくなってきていること、それと保険料の収納のほうで言いますと、低所得者の軽減の補助金が一昨年から出てきておりますので、その分によりまして、その辺の収納率も上がると言いますか、保険料収入が安定しているところもありますので、これらの要因が重なりまして、この実質的な黒字が出たと考えております。

○木澤委員長 第7期の計画の中でですね、給付を見込んでおられますけども、2年目、これに当たるとは思いますけど、その中でちょっとずれが出てきているのかなということ、今年度、令和2年度についてはやってみないとわかりませんが、実質黒字が出ている中で、基金にも積んでいただいてですね、今、第8期の計画を来年度に向けて策定していこうとされていると思いますけど、第7期の前ですね、これ始まる時に基金を取り崩して保険料下げていただいたという、この間の経緯があるんですけど、第7期の前の時、確か2億なんぼか基金取り崩されていたと思いますけど、その時に持っていた基金と、今この令和元年度ですね、241ページのところで、今、3億841万4千円、年度末でありますよと。当時の基金の残高って今ぱっとわかりますか。正確じゃなくてもいいですけど。大体なんぼぐらいですか。

中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 第7期の保険料を算定するにあたりまして、基金の取り崩しを行った額が2億400万になります。これから考えますと、基本的には今年度、令和元年度

末残高約3億800万円ですけれども、これぐらいの金額があったというふうに記憶しております。

- 木澤委員長 前は保険料の引き下げまでいけましたけど、同じぐらいの基金が残ってて、取り崩しも同じようにされていくのかなと思うんですけど、そうすると第8期の保険料が引き下げるところまでいけるのか、これからまたいろいろ検討はされていくんでしょうけども、見通しとしては今どんな状況なんですか。

中原長寿福祉課長。

- 中原長寿福祉課長 令和2年度、今9月に入りましたけれども、まだ給付実績的にコロナの関係もございまして、今後のやはり状況をしっかり見ていかないと、なかなか推計が立てにくい数字となってきましたので、ちょっと今の段階で保険料のどうこうということは、なかなか言えないんですが、少なくとも今3億ちょっと残っておりまして、これがこのまま残るとすれば、当然それは次期計画期間の保険料に充当していくと、引き続き町は考えておりますので、その方向で検討していきたいと考えております。

- 木澤委員長 わかりました。また、具体的に保険料がどうなるかというのは、また予算の時に審査させていただきたいと思いますが、これまでと同様に基金を取り崩して充当していくという考えであることは確認しておきたいと思います。

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 木澤委員長 そうしましたらこれをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

加藤住民生活部長。

- 加藤住民生活部長 それでは、認定第5号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

認定第5号

令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和2年8月31日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

座って説明のほうさせていただきます。令和元年度歳入歳出決算書の40ページをお開きいただけますでしょうか。令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が4億6,117万4,744円、歳出総額が4億5,888万5,194円、歳入歳出差引額は228万9,550円となっております。なお、出納整理期間中に収納のありました保険料等につきましては、令和2年度会計に繰り越したうえ、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付することとしております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとにご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書、257ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに257ページからから258ページの第1款 総務費でございます。第1項 総務管理費では、後期高齢者医療の資格管理事務の執行などに要する費用について支出を行っております。後期高齢者医療の被保険者数は4,476人、総人口に占める割合は15.9%となっております。次に、第2項 徴収費でございます。被保険者に対して、広域連合長名で保険料額決定通知書を、また町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っており、その費用について支出を行っております。令和元年度の保険料の状況です。現年度分では、調定額3億6,882万8,700円に対して、収入済額は3億6,930万2,600円、収納率は99.9%で、前年度と比較をいたしまして0.1ポイントの増となっております。次に、滞納繰越分では、調定額は156万8,900円、収入済額は55万2,800円で、収納率は35.2%となっております。次に、258ページ、不納欠損処分状況でございます。処分人数は8人、金額で36万6,600円となっております。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合事務費負担金、町が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付をしております。

次に、259ページ、第3款 諸支出金でございます。保険料の軽減認定や被保険者の死亡などによって、過納付となった保険料を還付したものでございます。

次に、第4款 予備費については、令和元年度では充用はございませんでした。

続いて、歳入の部についてご説明申し上げます。255ページをお願いいたします。第2表といたしまして、歳入決算の内訳を記載をさせていただきます。千円単位となっております。はじめに、1行目、第1款 後期高齢者医療保険料の決算額でございます。3億6,985万5,400円。前年度と比較をいたしまして1,451万3,

700円、4.1%の増となっております。次に、2行目、第2款 使用料及び手数料は、決算額が1万2,050円となっております。督促手数料でございます。次に、3行目、第3款 寄附金では、令和元年度では寄附金はございませんでした。次に、4行目、第4款 繰入金は、決算額が8,376万6,244円でございます。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れております。また、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県、町の負担金を一般会計から繰り入れたものでございます。次に、5行目、第5款 繰越金は、決算額が569万2,150円となっております。平成30年度会計における出納整理期間中に収納しました保険料等を繰り越したものでございます。次に、6行目、第6款 諸収入は、決算額が184万8,900円となっております。保険料の延滞金のほか、保険料償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。

以上で、認定第5号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら私のほうから1点だけお尋ねしたいんですけども、成果報告書の257ページのところの保険料の滞納繰越分ですね、国保のほうは現年分も滞納繰越分も収納率が上がってましたけど、後期高齢のほうは滞納繰越分がちょっと下がってますけども、これはこういった要因でしょうかね。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 後期高齢者医療制度の滞納繰越、いわゆる滞納されている方というのはですね、いわゆる生活保護等々を受給されて滞納が残っていたりとか、国民健康保険と滞納の内容というんでしょうかね、実情がかなり違うところがございます。そういったことからその年度によって、やはり増減が出てくるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○木澤委員長 普通徴収の方の率って元々とかなり低いですけども、今、割合的に以前よりも普通徴収の方の割合が増えているのか、その辺の傾向というのはどうなんですか。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 特に後期高齢者医療の方ということですので、大きく変わるということは特にはございません。

○木澤委員長 いろいろ、コロナだけじゃなくて、消費税の増税であったりとか、この間やっぱり景気がずっとよくなかったりしてましたんで、生活が苦しい方が増えてきているんじゃないかなと心配ありましたが、特にそれが別に反映されてこういう数字になっているというわけではないんですね。はいわかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたらこれをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を結びたいと思います。

以上で、住民生活部所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、10時35分まで休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 昨日、水道管の漏水事故が発生いたし、事故対応等により初日の決算委員会を欠席いたしましたことを、まず先にお詫び申し上げます。

少し時間をいただきまして、昨日の水道漏水工事について報告させていただきます。

昨日、9月8日早朝6時に「水道水に濁りが生じている」との付近住民の方から連絡を受けて職員が現場確認に向かったところ、町道401号線、通称、服部道の服部1丁目2番付近で、道路脇から水が噴き出している状況にあり、水道管の漏水を確認いたしております。そうしたことから、到着した職員により漏水区間の止水作業と、止水したことによる断水した家屋への説明と給水パックの配布を行っていったところ、その間に漏水箇所を通過しようとしたトラックが、漏水箇所に脱輪してしまう事故が発生いたしました。幸い運転手にはけがはなかったものの、トラックにはプロパンガスが積載されており、かなりの重量であったことから、まず荷台からプロパンガスをおろし、その後、レッカー車で引き上げる処置を警察及び消防隊員の立ち合いのもとで行っております。その後、漏水した水道管の修理を行い、午後3時50分に道路の復旧を完了し通行止めを解除いたしております。今回の水道管の漏水修繕工事で、車両事故が発生する事態となりまして、改めて再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この報告につきましては、担当する建設水道常任委員会においても報告させていただきます。以上です。

○木澤委員長 対応、大変ご苦勞さまでした。

それでは、都市建設部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管する事業につきましてご説明させていただきます。座らせていただきます。

施策の成果報告書の75ページをお願いいたします。第1項 総務管理費、第8目 交通安全対策費でございます。交通安全週間や各種イベントにおいて啓発活動を行い、幼稚園、保育園、各小学校で交通安全教室を開催いたしております。また、交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会に対し活動支援を行いました。次に、交通安全施設の整備として、道路反射鏡や路面表示、標識、防護柵などの交通安全施設の新設及び補修を行いました。また、高齢者運転免許自主返納の支援を行い、高齢者による交通事故の発生防止に努めております。

続きまして、施策の成果報告書の90ページをお願いいたします。第5項 統計調査費、第1目 指定統計調査費でございます。5年ごとに調査しております農林業の実態や変化等、農林業施策の基礎資料となる農林業センサスを実施いたしております。

以上、第2款 総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第5款、農林水産業費について、説明いたします。

主要な施策の成果報告書の151ページをお願いいたします。第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございます。農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し処理を行っております。その他、遊休農地の解消対策として、遊休農地の状況を把握

する利用状況調査及び利用意向調査を実施し、貸し付け希望農地等の農地につきましては、担い手への情報提供を行いながら、遊休農地の解消に努めております。

次に、第2目 農業総務費でございます。主に職員の人件費でございます。

次に152ページ、第3目 農業振興費でございます。斑鳩町内の農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対して支援を行いました。また、農業をはじめとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供し、町内産業への理解と認識を深めていただくことを目的に、産業まつり2019を開催いたしております。

153ページ、第4目 土地改良事業費でございます。水辺の保全・活用といたしまして、いかるが溜池の多面的活用促進事業により周遊道路の整備を県営で実施いたしました。生産基盤の整備といたしまして、農道の維持管理及び整備に対して関係団体へ支援を行いました。県営ため池等の整備では、県営で実施される桜池の耐震化工事に伴う測量・設計業務の負担金を支出いたしております。また、震災対策農業水利施設の整備では、ため池の簡易氾濫解析を実施し、新たな特定農業用ため池の指定を行いました。

次に154ページ、第5目 生産調整推進対策費でございます。国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入促進を図り、生産調整の達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行っております。

次に155ページ、第6目 有害鳥獣駆除対策事業費でございます。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラス・イノシシ・アライグマなどの駆除に努めました。また、イノシシ対策については、罠・捕獲おりによる捕獲に努めながら、耕作者が自ら行う被害防止対策事業として、農作物の被害を受ける農地を対象に電気柵等の設置費用の一部を補助いたしております。

次に、第7目 地域農政推進対策事業費でございます。農業従事者の高齢化が進む中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、国の新規就農総合支援事業を活用し新規就農者の増加に取り組み、1名の新規就農者に対し給付金を支出いたしました。

次に156ページ、第8目 遊休農地解消総合対策事業費でございます。農業委員会において遊休農地解消に向けた取り組みとして、菜の花・黒米等の栽培を実証試験展示圃で行っております。また、農や食への理解を深めていただくため、栽培サポーター事業を実施いたしております。

次に、第9目 環境保全活動等支援事業費でございます。農業者の高齢化等により、農地や農業用施設などの地域資源の保全管理が困難になっていることから、農業資源の共同活動により効率的な施設保全に取り組まれた活動組織に対して助成金を交付いたし

ております。また、環境に優しい農業に取り組む「環境保全型農業」として、稲葉車瀬地区の梨部会の梨栽培において、化学肥料、化学合成農薬の低減に対し助成金を交付いたしております。

次に、157ページ、第2項 林業費、第1目 林業振興費でございます。山林の保全・活用として、森林環境譲与税を財源とし、生活道路に隣接する危険木の伐採や、森林所有者に対して意向調査を実施いたしております。

次に、第2目 地域で育む里山づくり事業費でございます。荒廃した里山林の整備を森林所有者の協力を得て、ボランティア団体による除伐や下草刈りなどの実施や、里山のイベント活動の実施に対し助成いたしております。

以上、第5款 農林水産業費の決算概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について質疑をお受けします。

溝部委員。

○溝部委員 ちょっと内容というか、考え方について教えていただきたいんですけども、不用額調書の6ページ、農業委員会委員報酬において国の交付金の内示が額が当初見込みを下回ったため、見積もりとその実績の額にかなり開きがあるんですけども、国の交付金の内示額が当初880万円ということの内示があったものに対して、実際は400万円しか入ってこなかったという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらの農業委員会の交付金につきましては、令和元年度より遊休農地の発生防止、解消、担い手への農地の集積、集約化、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進にかかる活動及び成果実績に応じて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の上乗せ分である農地利用最適化交付金が令和元年度開始されました。こちらにおいて、当初活動で予定していた経費より活動の実績が下回ったため交付金が交付されなかったということでございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ということは、その農業委員さんに対する報酬が減ったということではないということですかね。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 例年、今まで月額で農業委員さんについては農業委員さん1人当た

り月額2万4,200円の月収がございます。令和元年より、先ほどの農地利用最適化推進交付金、農地利用の最適化の活動について活動を行えば、それ以上の積み上げの交付金がいただけるということで、その交付金が当初予定してたより少なくなったということで、報酬については、例年今までどおり2万4,200円の月収はお支払いしております。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 157ページの上の森林環境保全基金の活用ですねんけれど、これは見せていただいて、これぐらいの金額を積み立てれんねんな、この税で積み立てれんねんなということと、そしてほとんどの額を取り崩し、森林整備に充てはったと。この考え方でねんけど、これは毎年っていいですか、こういう形で積み立て、そして使っていくという。ためておいて、普通の基金みたいにためておいて大きな事業をするイメージを持ってたんですが、そのあたりどんなもんなんでしょう。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらの森林環境譲与税の配分の予定額につきましては、令和元年、令和2年につきましては108万円、その後、令和2年から3年度にかけて229万円、令和4年から5年は286万円、令和6年以降は344万円入ってくる予定でございます。この財源を使って、斑鳩町としてどのような森林整備を行うかというのをいろいろ考えてる中で、今年度においてといいですか、斑鳩町ではこの財源を使いまして森林環境税を活用し、森林整備等業務委託、森林林政助言等業務委託、地域で育む里山づくり事業、ナラ枯れ被害防除事業、これは教育委員会で所管している事業なんですけれども、森林環境教育体験学習推進事業等の事業に使用しているということであり、その財源に見合って使っている。財源が大きくなればその事業をもっと広く事業実施していけるようなイメージで活用しているところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 これ計画的に森林、山であれば範囲も広い。その中で今年はこの範囲でとか、そういう計画といいですか、そういうのは町のほうで考えてやってくれようとしてはるのか、もうちょっと優しいに説明していただいたらよう分かりますねけど、すみません。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 計画につきましては、地域林政アドバイザー制度というのを今専門家ですね、林業の専門家の方にそういった委託をしております、斑鳩町の森林にあった森林経営計画等を作成するための今年度は意向調査を実施いたしました。内容につきましては、人工林の所有者を対象に所有山林の訪問回数、所有山林の管理や手入れの状況、今後の管理方法等について意向調査を行っており、こういった意向調査をもとに、今後さまざまな計画を立てていく計画でございます、具体的に来年これをする、再来年これをするといった、まだそういった状況ではございません。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今後は、やはり計画的に、これ、土砂崩れも関係するし、野生動物が人里のほうへおりてくる問題から、いろんな、これ山というのは問題あると思いますねわ。やっぱり非常に大事なものですし、その辺でやっぱり計画的にやっていただければと、そのように思いますので要望しておきます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

齋藤委員。

○齋藤委員 153ページですけれども、1つ目のところのいかるが溜池ですね、立派になりまして周遊ランニングコースなんかもできまして、すごいと思いますけども、そこを有効活用するために、例えば桜の木を植えるとか、それから何か活用する施策を考えているのか、どのように考えているのか教えてもらいたと思います。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 資源といたしましては、今現在堤防のまわりに桜がございますので、そういった桜の時期には桜を見に来ていただきたい。それで、今委員おっしゃるように周辺が1.5キロのランニング延長にもなりますので、ランニングコースとしても使っていきたい。特に、例年、いかるがの里三塔走ろう会でもコースに一部使われておりますが、そういったところで今後も活用、また、こういった資源、すばらしい資源を使いどのようなことができるか、活用方法については今後も斑鳩町全体として考えていきたいと考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ぜひ駐車場のところも、なかなかあそこまで行くとなりますと、歩いていくのは三井の駐車場に停めて、歩いていくのは難しいし、また小さな子どもさんとかですね、散歩に行くにしてもあそこまで歩いていけないですので、駐車場の整備、障害者用の駐車場はありますけれども、ピーク時、例えば花見のときに、臨時駐車場とか何か活

用できるような方策をぜひ考えていただきたいと思います。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 以前より、いかるが溜池の来場の際しまして三井の観光駐車場をご利用いただきたいということで答弁してまいりましたが、現在いかるが溜池周辺の土地で、駐車場に利用が可能な土地について検討しているところでございます。そこで可能な土地がございましたら土地所有者への意向を確認しながら、また工事費等の補助の財源等も模索しながら駐車場の設置について検討してまいりたいと考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。ぜひお願いします。

それからもうひとつですけれども、先ほど伴委員が質問しておりましたけれども、157ページのところの森林整備の推進というところで、所有者の意向調査、整備計画ということで、これからやっていくということでもありますけれども、今はナラ枯れというのは下火になりましたですけれども、やはりナラ枯れがあったりですね、それからそれぞれの所有者がそれぞれの意向でもって整備する。ばらばらになるよりも、何かきちっとした、せっかくすばらしい森林でありますので、その辺のところの整備計画というのを、どのような方向で考えているのか、教えてもらえればありがたいです。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 今委員のご質問にありますナラ枯れ対策等の森林についての考え方は、先ほども言いましたように、ナラ枯れ被害の防除という補助をこの森林環境税で活用しております。そしてまた、特に白石畑に上っていく道等の両側でナラ枯れ等が目立ちますことから、そういった危険木については、この森林環境譲与税を使って昨年2本の大きな木を伐採したところでございます。そして今、委員のご質問にあります意向調査につきましては、またそういった森林の整備に対する意向調査でございまして、こちらにつきましては、森林環境譲与税ができたんですけれども、人工林という、杉、ヒノキを植えてる山がございまして、その人工林がどうしても手入れされない状況でほったらかしの人工林が増えているということで、この森林環境譲与税がそういったところでも活用するよということに交付されているところでございまして、人工林の所有者に今、意向調査をしております。そして、その人工林を今後どうするかというような整備計画を今度市町村でつくっていくという計画でございまして。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 個人の所有ですから、町で、ああせいこうせいというのはちょっと言いにく

い、言えないと思いますけども、その辺のところ、意向を踏まえてですね、すばらしい環境を残すような整備をぜひお願いしたいと思います。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 153ページの一番下ですけど、この意味を教えてくださいですけども、震災対策農業水利施設の整備で、特定農業用ため池を選定するため、ということなんですけども、この特定とついてるということはどういう意味を持つんでしょうか。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 従来、今までですね、防災重点ため池というのが斑鳩町で大きな溜池ですね、いかるが溜池、天満池、桜池、毛無池、慶花池という防災重点ため池を位置づけて指定しておりました。この呼び名が、防災重点ため池から特定農業用ため池という名称に変わったところでございます。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 その次にある簡易氾濫解析というところですけども、これはやっぱり防災・減災のためにこの解析というか、検査をされるということでしょうか。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 現在こちらの特定農業用ため池の指定に伴いまして、下流にどういった影響を及ぼすか、その影響度によって防災重点の特定農業用ため池に位置づけるという国からの指導があります。そういった中で、簡易氾濫解析、簡易ではありますけども、決壊したときどのような水が下流に行くかという状況を確認しながら、今回の位置づけに役立てるために解析を行ったということでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

小城委員。

○小城委員 156ページの遊休農地解消総合対策事業費のところですけども、今現状、遊休地というのは多分年々増えていってると思うんですけど、今後見通しと申しますか、現実どれぐらいの推移で増えていってて、これに対する予算額というのはどんどん増えていくと思うんですけど、その辺のあたりはどうお考えか教えてくださいませんか。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 先ほど農業委員さんの報酬のところでお話しもしましたが、昨年からは、農業委員会の必須業務として最適化の推進業務というのが義務づけられました。こういったことから最適化の推進業務の中身、遊休農地の解消、担い手への農地の集積、

新規就農の促進、この3つが法的に義務づけられましたので、先ほど言うた交付金を活用しながら、農業委員さんに積極的にこれらの活動を行っていただきたいと、実際、活動していただいているところです。そういった状況の中、遊休農地の調査結果につきまして一部紹介させていただきますと、30年度と令和元年度で全体で5,721平米、実際減っているところでございます。ですので、今後も農業委員さんのお力を借りながら、そういったところの活動をしっかりやっていきたいと考えております。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。しっかりと町も協力しながら遊休地対策というのをやっていただきたいと思います。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしたら、私からも1点お尋ねしたいんですけども、成果報告書の151ページ、貸し農園の推進で、入園率100%になってますけども、以前から、農家でない方、一般の家庭の方が家庭菜園的に畑をしたいというような希望が多くて、ただ、この町がやってる貸し農園は100%になってしまうことも多くて、それ以外の部分でマッチングを町のほうでできないかということで、何度か質問させていただいてきて、町のほうでも「検討する」とおっしゃっていただいていたと思うんですけども、この点について、町としてその後どういう状況なのかお尋ねしたいと思います。

手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 町の貸し農園につきましては、阿波と稲葉に合計99区画あり、この決算で昨年度は満タンだったんですけども、現在は1区画の空きがある状況でございます。そして、入園者との契約は毎年の更新となり、空きが出たら毎年、町広報で募集を行っており、近年募集の数に対して応募が少ない状況が続いているところがございます。募集しても応募がないという理由としましては、斑鳩町の各地域で農地所有者の高齢化が進み、農地をできない方などが個人的に近隣の非農家の方にお貸ししている実態も聞いてるところであります。こういったことから、これ以上行政による貸し農園を開催しても応募が望めない状況であると考えますことから、新たに農園を開設せず、現在の状態を維持していくという基本的な考え方を持っております。しかし、農園を希望する方が自宅付近で農園を探しているという話も聞きますことから、昨年度は町内の農家組合を対象に、個人的に貸し農園をされている実態を調査したところがございます。その結果、町内で回答がありました中で8か所の貸し農園からの情報提供がございました。

この中で、行政により農園をあっせんしてもよいという方は稲葉、高安で2か所あり、将来的に紹介してもらってもよいという方は農園1か所の情報提供があったところでございます。今後におきましては、町の貸し農園とあわせて、あっせんを希望される農園については、町の窓口でも紹介していきたいと考えているところでございます。

○木澤委員長　そういう相談があった際には、そういった形で対応していただけるんかなと思いますけれども、もともと貸し農園という形で町のほうは募集してて、希望はそこじゃないねんという方が相談に来られるかどうかという、来ていただける分にはいいんですけれども、そのニーズの把握というんですかね、その辺は農家組合さんのほうで聞いて、町のほうとしては把握するというような状態になっていると思いますけど、そのところは今後はちょっと広げていくとか、そういうのできないんですか。

手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長　貸し農園等につきましては、産業まつりの際に、来場者のアンケート調査で貸し農園等々の、少しアンケート等を行っているところですので、今言った、もう少し踏み込んだところの一般住民さんの意向につきましても、産業まつり等々のそういったところでアンケート等を活用して情報収集していきたいと考えております。

○木澤委員長　もともと法律との関係もありますので、抵触しない範囲でということになりますけれども、できるだけ広く、やっぱり住民の皆さんの願いに応えていただきたいと思いますので、またその辺については検討よろしくお願いします。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長　そうしましたら、これをもって、第5款　農林水産業費に対する質疑を結びたいと思います。

次に、第7款　土木費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長　それでは、第7款　土木費につきまして説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の164ページをお願いいたします。第1項　土木管理費、第1目　土木総務費でございます。主な支出は人件費でございます。

次に、第2項　道路橋りょう費、第1目　道路維持費でございます。町道などを安全かつ快適に利用していただくために舗装の補修や路肩整備、路肩の草刈および未登記道路の整理を行いました。次に165ページ、第2目　道路新設改良費でございます。町道142号線のほか4路線の道路改良工事を実施いたしました。次に、第3目　橋りよ

う維持費でございます。橋りょう長寿命化計画に基づき、13橋の橋りょう定期点検を行いました。点検結果につきましては、構造物の機能に支障が生じていないという結果でございます。また、3橋の長寿命化工事を実施いたしております。

続きまして、166ページ、第3項 河川費、第1目 河川総務費でございます。毎年、春に実施される自治会内水路の清掃に伴う発生土砂等の処分及び、河川美化活動を行う団体への支援を行っております。また、自治会等が自発的に行われる水路改修及び水路浚渫事業に対して、経費の一部を支援いたしました。

続きまして167ページ、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費でございます。いかるがパークウェイの整備促進では、国の直轄事業であります、いかるがパークウェイの円滑な事業の実施、整備促進に向け、事業促進に係る予算確保のため、国土交通省をはじめ関係機関に対し積極的に働きかけを行うとともに、関係機関等の協議・調整及び地元対応を行っております。既存木造住宅耐震診断の支援では、昭和56年以前に建築された既存木造住宅を対象に、住宅の耐震診断を希望される方には技術者の派遣等を支援し、既存木造住宅耐震改修の支援では、その診断結果により耐震性が不足と判断された住宅を対象に耐震改修工事に対する支援を実施いたしております。旅館及び遊技場建築審査会の運営では、民間企業による法隆寺1丁目地内の旅館建築等同意申請に伴い、旅館及び遊技場建築審査会を開催いたしました。都市計画マスタープランの策定では、都市計画法第18条の2の規定に基づく本町の都市計画に関する基本的な方針として、次期都市計画マスタープランの改定を2か年計画で取り組んでおり、都市計画マスタープラン策定に向けた委員会を開催いたしております。次に、168ページ、ブロック塀等撤去の支援では、地震による住宅等のブロック塀等の倒壊被害から町民の命を守るため、また避難路を確保するため、一定の要件を満たしたブロック塀等を対象に、ブロック塀等の撤去に要する費用の支援を実施いたしております。

次に、第2目 下水道費でございます。下水道事業会計への支援として補助金を支出したものでございます。詳しくは、下水道事業会計で説明させていただきます。次に、169ページ、第3目 都市下水路費でございます。都市下水路6路線の浚渫工事を行い、適正な維持管理に努めております。

次に、第4目 公園費でございます。公園等に設置されている遊具等による事故を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による公園施設の安全点検と保守点検業務を毎年度実施し、公園の適正な維持管理に努めております。次に、第5目 都市計画審議会費でございます。斑鳩町都市計画審議会

を開催したことによる委員報酬でございます。開催した会議では、次期都市計画マスタープランの改定にむけたまちづくりアンケート調査の結果や今後のスケジュールについて報告を行いました。次に、170ページ、第6目 開発指導調整費でございます。都市計画法等、関係諸法令及び斑鳩町開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めております。また、屋外広告物許可申請にかかる事務処理のほか、違反広告物の除却を行い、良好な景観の形成に努めております。

次に、第7目 景観保全対策事業費でございます。景観形成作物の普及、町並み景観形成の推進に要する経費でございます。景観形成作物の普及では、斑鳩三塔及び藤ノ木古墳周辺の地域において、地域の農地所有者の協力を得ることにより、景観形成作物のコスモスの栽培を実施いたしました。171ページをお願いします。景観計画の推進では、景観法、景観計画、景観条例に基づく届出の事前相談、届出書類の審査や指導を行いました。町並み景観形成の推進では、斑鳩町歴史的風致維持向上計画に係る事業として、歴史的な町並みの景観形成に資する民間の修景施設の整備費に対して支援を行いました。次に、花と緑のまちづくりの推進では、小学校の入学記念樹として、町の花サザンカの苗木を、そして、産業まつり2019では、パンジー、プリムラの苗をそれぞれ配布いたしております。

次に172ページ、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費でございます。町営住宅の内装繕や設備機器等の交換など適正な維持管理に努めました。また、町営住宅長寿命化計画に基づき、追手団地の外壁や屋根の改修工事を実施し施設の長寿命化を図っております。

以上、第7款 土木費の決算の概要でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について、質疑をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 165ページ、道路の新設改良の項目ですけれども、道路の新設に用地取得に770平米とありまして、昨年よりも大変増えておりまして、道路の用地を、道路をよくするためにやってくれてるんだと思いますけれども、4メートル道路が狭くてですね、すれ違えないとかっていう話をよく聞くんですけれども、その辺の対策というんですかね、どのようにお考えなのか教えてもらいたいと思います。

○木澤委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 現在、斑鳩町におきます幅の狭い道路などの道路の整備の計画についてでございますが、現在、町ではかかるがパークウェイ等の幹線道路の整備を重点的に進めており、各生活道路の整備といたしましては、まず補償事業に伴う路線や用地の無償提供の箇所、土地利用をあわせた箇所等の効率的かつ効果的に進めることができる箇所を優先的に道路整備に取り組んでいるところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 例えば団地ができるとか、ある程度大きな住宅、戸数ができる、スペースができるとかという場合にも、4メートル道路じゃなくて、あらかじめ何かこう、もうちょつとこう、施主さんというんですか、住宅メーカーさんと何か話しながら、広い道路、広いというか、車がすれ違えるような道路をつくるような方策みたいなものはないものかどうか教えてもらいたいんですけども。

○木澤委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 開発にあたりましては、町の開発の要綱なり、開発許可になりますと県のほうの基準がございますので、その範囲内にある限りは、それ以上のことは求めることは難しいというふうに考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 といいますと、県が認めたものに対して町として意見は言うけども、意見を言うだけであって、それ以上のことはできないということなんでしょうか。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 12 分 休憩)

(午前 11 時 14 分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 おっしゃることはよく理解できる場所もございますけれども、やはり施主様のご意向というのもございますし、協力をいただければもちろんそれに越したことはないんですけども、こういった面積の場合でしたらこういう形ですから、例えば袋小路であれば、こういった幅員をとりましょう、というのははっきり出ておりますので、その範囲内での指導ということになるかというふうには考えております。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

168 ページ、真ん中ぐらいに、拠点づくり、県との連携によるまちづくりの推進ということで書いてまして、ここに基本構想案の策定を進めたとありますけども、多分こ

れは法隆寺駅前の周辺とかだと思えますけども、よく住民からですね、法隆寺の駅前から抜けるまで道が狭くて電柱が邪魔になるという話をよく聞くんですけども、ぜひこの基本構想案を策定の中には、電柱の地中化とか、そういうのもぜひ含めて基本構想案を考えていただきたいという話です。いかがお考えなのか教えてもらいたいと思います。

○木澤委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 今、基本構想の策定段階ということでございまして、基本構想といえますのは、まだ少し大きなくくりの段階でございますので、個々にどういう整備をしていくかという内容までは出ておらないところではございますけども、まちづくりのこの連携協定を交わしましたときの取り組みイメージというところでは、そういった内容、無電柱化に関しても記載がございますので、当然、そのあたりは考えていくということになろうというふうに思っております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ぜひそういうことも考えていただいて、住民が歩きやすい、また、観光客がきれいなまちと思われるような計画をつくっていただきますようによろしくお願ひします。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 168ページのブロック塀等撤去の支援でございますけど、支援件数が令和元年度から始まって1件ということで、ブロック塀の撤去の支援に関して、でもやっぱり先ほどの狭隘な道ではないんですけども、持ち主もあるということで大変、申し出てくださらなければなかなかできにくいという難しい問題ではあると思うんですけども、でもやはり大阪の茨木の地震のときに通学路を通っておられた女子児童さんが亡くなられたということもありますし、その辺で大変難しいことではあるんですけども、町もあの事件、あの一件以来、総点検もしていただいたと思いますけども、やっぱりここに関する認識はどのように考えておられますでしょうか。

○木澤委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 本支援事業につきましては、令和元年度から開始したものでございますけれども、おっしゃいましたとおり、昨年度は1件、今年度も実は現段階では1件にとどまっているというところなんです。この要因につきましては、実際のところおっしゃっていただきましたとおり、難しいところではございますけれども、やはり補助金額が対象額の2分の1まで、また上限が10万円というところで、必ず個人負担が伴うとい

うところがやはりネックになっているのではないかなと考えております。また、単純に壊すだけの方もおられると思いますけれども、やり替えという場合も多いと考えておりますけれども、やり替えの場合に、当然これは撤去の支援でございますので、やり替えるほうの、新たにつくるほうの支援はないというところも大きいのではないかとこのことですが、行政といたしましては、あくまで先ほどの趣旨から考えますと、取り壊しの支援でしかできないのかなというところではございますけれども、そのあたりで、どうしてもちょっと伸び悩んでいるところではないかというふうに考えております。

○木澤委員長 私のほうからも、この件について、もともと通学路の安全点検を教育委員会、学校等とも連携してやっていただけて、結構な件数があったと思うんです。やはり児童の安全を確保するという観点から、補助制度を設置して、言うたら申請が多くて、これで対応し切れなかったらどうしようという、当時そういう議論してたかなというふうに思うんですけれども、蓋あけてみると、やっぱり件数が利用件数が少ないということで、今、課長おっしゃったように、これ撤去にしか使えないということで、新しくつくるほうについては補助ないんですけど、ちょっと思ったのは、今、9月議会で提案していただけてるリフォーム助成の制度ですね、あれが外構の整備ということで、そちらのほうは利用できないのかなと、そうすれば撤去のほうとつくり替えるほうと補助が出て取り組んでいただける件数は増えるのかなと思ったんですけど、まだ今整理している段階やと思うんですけれども、その辺についてはどうなんでしょうか。

面巻総務部長。

○面巻総務部長 委員長おっしゃいますとおり、リフォーム等工事ということで、今般、補正予算に上げさせていただいているところでございます。今おっしゃった意見等につきましては、少し精査をさせていただいて、どのような形になるかというふうに検討はしていきたいと思いますが、ここでできる、できないというのは言えませんので、そういったご意見を伺ったということで承知しておりますので、よろしく願いいたします。

○木澤委員長 このブロック塀の撤去の支援については、2年の時限立法の制度であったと思いますけど、その今後ですね、どうするのかというのを含めての検討になるかと思いますが、やはりまだその危険な通学路、残ったままの状態というのは、非常にやっぱり保護者の方も心配されるでしょうから、より、だから利用していただけるような形でできれば継続していただきたいなと思いますので、その辺もあわせて検討いただきたいと思いますので、お願いしておきます。

ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 167ページのいかるがパークウェイの整備促進なんですが、このいかるがパークウェイ、今、発掘調査の話が聞いております。委員会でもそのような説明を受けております。中で、そこまでいってるんやったら、今、一定の今後の進めていく範囲の中で、県道までどれぐらいの土地の交渉といいますか、今進んでいるのか、まずそこから教えてください。

○木澤委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 今、五百井・興留区間のことだと思いますけれども、本日までで約7割程度、用地買収のほうは進んでいるところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 いい数字なんか、ちょっとあれなんですけれども、あと残り3割のめどといいますか、用地買収というものがやっぱりスムーズにいかないと、事業がすみやかにとといいますか、スムーズにいかんと思います。そのあたりの手応えといいますか、進めて、いろいろなそれぞれの事情というのがあると思いますねけど、そのあたりの町がつかんでおられる情報といいますか、それを教えてください。

○木澤委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 今年度の予算、国の予算の関係でいきますと、本日まででほぼその予算を消化している状況ではございます。ですので、今当然ながら流用等々、補正等々国のほうへも要望はしているところでございますけれども、そのあたりの交渉が成立すれば、この区間につきましては、ご承知のとおり余り大きな反対はございませんので、進めていけるものと考えております。ある意味は予算次第というところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。それ確かに事業資金というものがなかったら前に進められない。非常に斑鳩町にとっては今はこれを進めていただくことによって、私自身は、やはり沿道サービスとかそのあたりの、地域に入っていくん違うかなということで、非常に経済の面とか、いろいろまちの発展という意味で非常に期待しておりますので、できるだけ国と調整をしながら進めていっていただきたいと、すみやかに開通するような形を期待しておりますので、そのあたりよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。先ほど同僚委員、また委員長からも出たこのブロック塀なんですが、私の近くの、前も委員会で話して、結局、地主さんといいますか、持ち主さんといいますか、所有者さんが空き家になって、そういう放置家屋でなおかつ

危ないブロック塀やというようなケースで、結局言うていただかないと非常に難しいもので、これどうしてもやっぱりこれ危ないという判断があり、なおかつ所有者が相続等で非常に複雑になってる。ほんならそのまま放置してていいんかと、人命に関わるというようなケースがあるわけですね。やっぱりそういう面で、やはり代執行等、何かやっぱりしていかないと、どんどん古くなるし、私も現地見にいて、これはちょっとという感じにやっぱり実際見えてるわけですね。一般の者が見て、やはりみんな危ないと。いろいろな面で危険やと、まあ言うたら子どもたち、お年寄りみんな通られる道やということもあり、通行量もそこそこある中で、どんな事故が起こるかかわらんという状況なので、このあたり町の考えといいますか、どう、こういう場合やったらしゃあないですわ、というわけにはなかなかこれ難しいんちゃうかなと、そういうて、ルールから言うと、なかなか手を出しにくいと、このあたりちょっと町の見解を聞きたいんですが。

○木澤委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 委員がおっしゃることはよくわかっておりますけれども、やはり一義的には所有者の方の責任において適正な管理を行っていただきたいというところではございます。ただ、おっしゃられましたとおり、所有者本人、相続人などが適正に管理されない。もしくは相続人さんがおられないというケースも出てきております。いろいろなケースでございます。連絡さえとれないというところもございます。その一義的にはそういうことで、その方が対応すべきというところはございますので、行政としてどこまでできるのかというのは非常に難しいところではございます。ただ、ケースによって、また差し迫っている状況、それにもよりますは、急遽、対応という場合もやむを得ないのかなとは考えておりますけれども、全般的にどうかというお話はちょっと差し控えさせていただきますと思います。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 どうですやろ。いつも副町長にお聞きして申しわけないんですけど、こういうケース、命関わりますわな。現地見ていただいたらわかると思いますねけど、これはなと、事情といいますか、そのあたりも見ていただいて、ちょっとこれはというような場合は、政治判断していただかなあかんというケースもあると、それは見ていただいてのことですな。こういう場合、だいたい察していただいていると思いますけど、どうでっしゃろ。

○木澤委員長 乾副町長。

○乾副町長 委員もおっしゃるように、人命に関わるような危険な状況になった場合です

ね、所有者の方ができない、おられない、わからないという場合もございます。そういった場合に、ほかの市町村でもちょっとおっしゃっていただいたような、代執行というような形でやっておられるところもございますので、町としてもやはりそのような形でできるかどうかということも、研究を、今後してまいりたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結します。

次に、議案第41号 令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、また、認定第6号 令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての2議案につきましては、関連する議案ですので、一括議題とし、審査いたします。

理事者の説明を求めます。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 議案第41号 令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び認定第6号 令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第41号

令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

標記について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年8月31日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

次に、

認定第6号

令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和2年8月31日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、令和元年度斑鳩町水道事業会計決算書に沿ってご説明させていただいた後に、令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明させていただ

きます。座らせていただきます。

決算書の2ページをお願いいたします。(1)収益的収入及び支出についてでございます。収入では、第1款 水道事業収益、最終予算額7億7,762万2千円に対しまして、決算額7億6,922万3,816円、差し引き839万8,184円の減となっております。内訳として、第1項 営業収益で、予算額6億9,231万4千円に対しまして、決算額6億8,163万3,791円、差し引き1,068万209円の減、第2項 営業外収益では、予算額8,530万7千円に対しまして、決算額8,759万25円、差し引き228万3,025円の増となっております。第3項 特別利益では、予算額1千円に対しまして、決算額0円でございます。次に支出でございます。第1款 水道事業費用では、最終予算額7億5,813万1千円に対し、決算額7億725万6,324円、不用額5,087万4,676円でございます。内訳といたしまして、第1項 営業費用では、予算額7億1,017万6千円に対しまして、決算額6億7,005万893円、不用額4,012万5,107円で、不用額の主なものは県水受水費でございます。第2項 営業外費用では、予算額3,785万5千円に対し、決算額3,719万2,983円で、66万2,017円の不用額となっております。第3項 特別損失では、予算額10万円に対しまして、決算額1万2,448円で、差し引き8万7,552円の不用額、第4項の予備費につきましては、執行はございません。

次に4ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入では、最終予算額1億6,888万2千円に対しまして、決算額1億2,931万8,300円、3,956万3,700円の減でございます。決算額の内訳は、第1項 企業債で5,200万円、第2項 工事負担金で7,731万8,300円でございます。次に支出でございます。第1款 資本的支出では、最終予算額3億3,912万8千円に対し、決算額が2億3,619万2,308円で、不用額は9,024万9,392円でございます。決算額の内訳は、第1項 建設改良費で1億6,107万2,712円、第2項 企業債償還金で7,511万9,596円でございます。表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億687万4,008円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額780万5,020円、過年度分損益勘定留保資金9,906万8,988円で補てんいたしております。

次に6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1. 営業収益は6億2,721万3,822円、2. 営業費用は6億3,819万1,778円で、差し引き1,097万7,956円の営業損失でございます。次に、3. 営業外収益では8,754

万4,363円で、4. 営業外費用では2,251万3,032円、差し引き6,503万1,331円となります。経常利益として5,405万3,375円でございます。よって当年度純利益も同額となり、その結果、前年度繰越利益剰余金1億3,496万153円から、当年度未処分利益剰余金が1億8,901万3,528円となりました。

次に7ページ、剰余金計算書でございます。資本金及び資本剰余金は前年度と同額であり、利益剰余金につきましては利益剰余金合計欄の下段、5,405万3,375円を加えた4億4,111万3,528円となり、資本合計22億3,087万2,459円となっております。

次に8ページでございます。令和元年度斑鳩町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。当年度未残高として、資本金16億7,327万7,638円、資本剰余金1億1,648万1,293円、未処分利益剰余金は1億8,901万3,528円となり、未処分利益剰余金から5,400万円を減債積立金とし、残余1億3,501万3,528円を、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

後ほど、議案第41号においても説明させていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。5. 令和元年度斑鳩町水道事業会計キャッシュ・フロー計算書でございます。Ⅰ 業務活動によるキャッシュフローでは、当期純利益等により、1億9,438万1,680円となり、受取利息及び受取配当金等により、1億7,268万7,238円となっております。Ⅱ 投資活動によるキャッシュフローでは、有形固定資産の取得による支出等により、1億2,719万4,722円のマイナス、Ⅲ 財務活動によるキャッシュフローでは、建設改良企業債による収入等により、2,311万9,596円のマイナスとなっております。その結果、Ⅳ 資金増加額は、2,237万2,920円となり、Ⅴ 資金期首残高3億7,212万5,076円から、Ⅵ 資金期末残高は3億9,449万7,996円となっております。

次に10ページと11ページ、令和2年3月31日現在の貸借対照表でございます。まず、資産の部では、有形固定資産が53億5,600万2,181円、無形固定資産が25万500円、投資で109万円となり、固定資産合計は、53億5,734万2,681円となっております。次に、流動資産では、現金及び預金が3億9,449万7,996円、未収金1億5,087万3,142円、貯蔵品512万5,060円となり、流動資産合計は5億5,049万6,198円でございます。以上より、資産合計は59億783万8,879円となっております。

次に、11ページ負債の部でございます。固定負債は、企業債12億1,770万3

50円、特別修繕引当金1,550万円、固定負債合計12億3,320万350円となっております。次に、流動負債では、企業債、未払金等によりまして1億6,479万4,582円でございます。また、繰延収益は22億7,897万1,488円となり、負債合計は36億7,696万6,420円でございます。次に、資本の部でございます。資本金が16億7,327万7,638円、剰余金は5億5,759万4,821円となり、資本合計が22億3,087万2,459円となっております。

よって、負債・資本合計といたしまして、59億783万8,879円でございます。

次に、12ページ、13ページでは、1 重要な会計方針に係る事項、2 キャッシュ・フロー計算書に関する事項、3 リース契約により使用する固定資産に関する事項を記載いたしております。

続きまして、16ページ、水道事業報告書類でございます。

1. 概況でございます。(1) 総括事項 ア. 業務状況として、本年度の業務量は、契約件数が前年度より85件増加し1万1,267件で、年間総給水量は前年度と比較して1万1,198立方メートル減の300万6,647立方メートルとなっております。県水受水量は、前年度より3,130立方メートル増の200万2,541立方メートルとなり、有収率につきましては、93.8%と昨年度と比較して0.3ポイント減少いたしております。次に、イ. 建設改良費でございます。配水設備では、新設改良事業で工事4件、老朽管更新事業で工事1件、公共下水道築造工事関連で工事8件・設計委託3件を発注し、管延長1,221m施工いたしております。また、取水設備では2件の取水井戸の整備工事を施工いたしております。これら建設改良事業に係る事業費は、前年度より5,028万8,110円減の1億5,975万2,290円となっております。詳細につきましては、18ページと19ページに、工事別に工事内容、金額、工期を記載いたしております。次に、ウ. 財政状況でございます。営業収支では1,097万7,956円の営業損失となり、営業収益のうち、給水収益は有収水量が前年度と比べ1万7,694立方メートル減少し、前年度と比べ500万315円減の6億757万4,881円となっております。営業費用は前年度より179万7,243円増の6億3,819万1,778円となり、主な内容として、原水及び浄水費では、修繕費の増により27万7,767円の増、配水及び給水費では、委託料、修繕費等の減により184万6,305円の減、総係費では、人件費等の減により104万5,133円の減、減価償却費では、504万9,619円の増となっております。また、営業外収支では、長期前受金戻入8,646万9,846円と、受取利息及び雑収益107万

4, 517円から、企業債の支払利息など2, 251万3, 032円を差引くと6, 503万1, 331円の利益となります。その結果、当年度純利益は、5, 405万3, 375円でございます。次に、資本的収支では、収入総額1億2, 931万8, 300円、支出総額2億3, 619万2, 308円、差引き1億687万4, 008円の支出超過となり、この支出超過額は、過年度分損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補てんいたしております。

次に、17ページをお願いいたします。(2)に議会議決事項、(3)職員に関する事項でございます。職員配置では、平成30年度末に転出及び退職が3名、転入で4名となり、令和元年度は1名の増となっております。

次に、20ページをお願いいたします。業務量に関する事項でございます。行政区域内人口は、前年度より109人減の28, 210人でございます。年度末契約件数は、前年度より85件増の1万1, 267件。年間総給水量は、前年度より1万1, 198立方メートル減の300万6, 647立方メートルでございます。県水受水量につきましては、前年度より3, 130立方メートル増の200万2, 541立方メートルとなり、年間有収水量は前年度より、1万7, 694立方メートル減の282万1, 473立方メートル、有収率は前年度と比較して、0.3ポイント減の93.8%となりました。また、供給単価は、1立方メートルあたり消費税抜きで215円34銭、給水原価は、1立方メートルあたり消費税抜きで234円5銭となっております。

次に、21ページ及び22ページ(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。水道事業収益では、前年度より401万2, 601円減の7億1, 475万8, 185円、下段、水道事業費用では、前年度より30万535円増の6億670万4, 810円でございます。また、22ページに事業収益構成と、給水原価構成を記載いたしております。構成比率は前年度と概ね同じ構成となっております。

次に、23ページでございます。固定資産の取得では、構築物として各口径別に管工事を実施いたしており、総延長1, 221m、1億3, 273万4, 266円となっております。取水設備では278万円、車両及び運搬具では95万2, 058円、量水器では29万2, 200円、建設仮勘定では、差し引き3, 062万1, 547円となり、その明細につきましては、30ページと31ページに記載いたしております。

次に、24ページをお願いいたします。(2)重要な契約の要旨では、契約額が1千万円以上の工事として7件を施工いたしております。(3)企業債及び一時借入金の概況では、企業債の前年度末残高が13億2, 114万7, 535円、本年度借入高が5,

200万円、本年度償還高が7,511万9,596円となり、本年度末残高は12億9,802万7,939円となります。なお、一時借入金はございません。(4)その他の会計処理に関する事項では、他会計補助金はなく、たな卸資産の購入限度額の執行は134万1,942円となっております。

次に、決算付属書類でございます。26ページから28ページに収益的収支の明細、29ページに資本的収支の明細でございます。内容につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。30ページ、31ページには、先ほど説明いたしました固定資産の明細でございます。32ページ、33ページには、企業債の明細でございます。36ページから38ページまで、各事業活動にかかる推移、39ページには、未収金、未払金、預り金の一覧表、40ページに損益計算書の推移、41ページに貸借対照表の推移、42ページから43ページに主な経営分析比率を記載いたしております。

また、決算資料として別途資料1から6を添付いたしております。資料4の石綿セメント管の改良状況では、令和元年度に100メートルの改良を実施いたしております。また、資料6の財政推計表では、令和32年度まで推計いたしております。今後も給水収益と県水の受水費、浄水場に係る維持管理費用に注視し、安定した水道水の供給が持続できるよう、事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第41号 令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分剰余金の処分について説明させていただきます。決算の説明と重複いたしますが、令和元年度末の水道事業会計未処分利益剰余金は1億8,901万3,528円となり、そのうち5,400万円を減債積立金とし処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第41号 令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び、認定第6号 令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜わり、何卒原案どおり可決、認定いただきますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 ここで13時まで休憩いたします。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

説明が終わりましたので、水道事業会計について、質疑をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 昨日、監査委員からですね、むすびで報告がありましたけども、1戸あたりの使用量、それから町内の人口が減る、設備投資が多くなると、そのような話がありましたですけども、県水100%にするのかどうするのかという話が、早く結論出したほうがいいみたいな話を、監査委員がされておりましたですけども、町としてはどのような方向で、どのようなスケジュールでそれを決めていくのかというふうなことについて教えてもらいたいと思います。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 ただいまご質問いただきました内容につきまして、6月の委員会で財政推計といたしまして令和4年度から県水を考えておりますということでご説明申しあげましたなかで、そのなかで切り替えまでの間に整理しないといけない部分もございますので、遅くともその令和4年と申しあげております段階までには、町としては100%の県水を導入していきたいというふうに考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 その間にいろいろな諸問題があると思います。それについてはどのようにスケジュールでやっていくのか教えてもらえないでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 それまでの間ですね、例えば井戸の地元、今の現在、目安地区にあります井戸なんかでしたら、地元の農水として利用している部分もございまして、そういった部分の整理ですとか、施設の、浄水場の設備のほうの対応について整理をしていきたい。それができるだけ早い段階で方向、方針を決めまして進めていきたいというふうに考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 令和4年といいますと、もう新年度ですから来年度中にはもう結論づけないと前に進まないということですけども、スケジュール的には十分考えていると思いますけども、来年度の予算には反映していくというような形になるのでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 6月の委員会でも、どうしたらその方向性が決まってくるのかということで委員会で申しあげましたのは、予算化させていただくことでのそういう前向きに進ませていくという意思表示になるということで申しあげましたとおり、そういう形

で予算の部分で提示していきたいというふうには考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

溝部委員。

○溝部委員 今の話に付随して教えていただきたいんですけども、もし、その斑鳩町が県水100%にした場合に、今、奈良県で経営の事業統合しようという話があると思うんですけども、それには自動的にそういう形の方方向になっていくんでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 ただいまご質問いただきました事業統合というのは、また100%化させていただくこととはまた別個のことをございまして、あくまでも斑鳩町としては、今自己水を持っておりますけども、それを県水100%にすることで、経営がより安定した方向に向くのではないかということで100%を考えさせていただいております。

事業統合というのは、また奈良県下全部の市町村が参加という形で今検討は進められておりますけども、それと、これとは自動的にというわけではございませんので、別のものとお考えいただければと思います。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 たぶんそこも今後考えていくというか、検討されるということにはなってくるんでしょうか。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 建設水道常任委員会で説明させていただいてます財政推計のいろいろな表、グラフですね。表していますように、県水100%になってのメリットとしては、斑鳩町水道事業会計にとって、今、更新費の、浄水場施設が更新費用が助かるという、短期的な計画の中でそれが生かされてくるというふうに判断したものでございます。

そして県域一体化については、このグラフでもその後の100%にしたからといって、そのグラフの伸びがまた右肩上がりになってないのが、結局は水道事業会計自体、収益、給水量が減っていくのはもう人口減少の中でわかっていますので、それも見越した中で、長期的なスパンで考えたときには県域一体化という課題が上がってくるといった形で、そういう使い分けというか、考え方の分けはしているところでございます。

○木澤委員長 よろしいですか。

溝部委員。

○溝部委員 もしそれが、県域一体化になると考えたときの斑鳩町への影響みたいなのところとかってというのは、どういった影響があるかというのは。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 一番の影響は、どこの市町村もそうなんですけども、水道料金の値上げをせざるを得なくなるか、今の水準を保っていけるかどうか、ここが一番重要なところでありまして、財政推計で示させていただいてる県水100%になったとしても、10年、20年を見越した中では水道の値上げを検討せざるを得ないと。そのなかで、県域一体化についてはそれを抑えることができるという、検討会ではそういう財政シミュレーションを立てて発表されてること、公表されてるところでございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ということは、その県水100%にした場合でも、そのどこかのタイミングで水道料金の値上げはあるというふうにお伺いしてますけれども、その県域一体化になった場合は、その値上げを抑えられるようになっていていう、上がらないという理解でいいですかね。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 シミュレーションの中では、やはり効率的な運営が規模を大きくすることによって効率的な運営ができるのと、あと、それぞれ今、浄水場の施設を維持管理、町村についてはもうほとんどが県水100%になっているものの、市ではまだ自己水を浄水場を運営してますので、それも見越した中で、大きな浄水場を県内に残して、その運営の中でしていくので、小さい浄水場を廃止することによって更新費用を抑えて、その更新費用を抑えた金額を留保資金として持つか、もしくは管渠の維持管理費に充てるかといった運用をしていくことで、料金を抑えられるというシミュレーションでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 今、同僚委員のお二人の質問を聞いてて、それで答弁をお聞きしてて、たしか3～4年前に立米あたり10円値下げで県水が下がったから、その分だけ還元するというところで、そういうような報告があって、私らもそれ、そら元の値が下がってんからと。今の話聞いてたら、それやったら留保していただいて、感じからいうと、例え、どの道を行ったとしたかて、前の値下げしてくれる前の値段より上がるような感じするんですわ、どっちか言ったら。それを今この感じ、留保してくれてはったら同じ、住民から下

げてくれやったらええわ、次はそれ以上に上がるわというような形にちょっと感じますねけど、そのあたりの見解といたしますか、今後やはり水道というのは上がっていくということを考えていったら、あのときは何やってんやろなと今私ちょっと思ってますねけど、そのあたりどうでんの。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 平成25年でしたと申しますけれども、10円の値下げ、県営水道が値下げされたことで、10円を水道料金も従量料金で10円下げたということなんですけども、今の現時点での供給しておる単価を見てみますと、先ほど部長から答弁をさせていただきました県域一体化で水道料金が全体的には下がるのではないかという話の中で、今の現状の斑鳩町の水準よりも、県域まとまれば下がるのではないかというシミュレーションも出ておりますので、決して、今、感覚として上がっていくんじゃないかと、留保ではないかとおっしゃっていただいておりますけれども、今現状よりも下がる形が今、全体としての運営が始まったとしたら、そういう形になるというようなことで、今、シミュレーションがされているところだとは聞いております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今、その広域になったり、そうやってきたらそういうようなことが起こるといえるのは。今、私聞いているのは、はっきり言うて不安になるというか、これ結局、前よりまだ上がってってしまうんちゃうかと、ここの今、ここの40ページのこの損益計算書見たかて、営業利益でいうたらこれ三角がざーとついている。27年、確か今25年にそうやって金額いろてくれはった。その後ですわな。どう考えても、そんなに余裕のある経営というようには思いまへん。その中でまあ下げてくれはったと。そら住民からしたら下げてくれるのは非常にありがたい話です。そやけど、その分だけあと苦しむというのは表現悪いけど、このまま自己水をどうするかというそこにも絡んでくる話と申しますかね、やっぱりそれはその選択というのが考えていかなあかん。それはあると思いますねけど、値が、やはり留保していくぐらいの格好でいかな、これ正直言うて、たしかにサービスしてくれはるのはよろしいでっけど、その分だけあとしんどなるというような、やっぱりそういうような感じも受けるんですけど、いやいや、前の水準まで、まあ言うたら今の金額を維持、今後いけるというのであれば、別にもうそらありがたい話です。そのあたりどうですなやろ。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 当時の値下げに関しましては、県水のほうも10円下げたことによ

る同じように10円下げたことですので、その斑鳩町の水道事業会計にとって、県水が下げずに斑鳩町が下げた状況であれば、今、無理をしてもしくはその下げたという感じは否めないですけども、当時は県営水道の下げたことに伴って10円同じように下げて、景気の動向、もしくは消費のプラスになるといった、いろいろな観点から考えまして、その判断については、特に今事業会計が後々赤字になるというようなことの推計を考え、踏まえての決断では、決断ではというか、そこに影響を及ぼすものではないというふうに考えております。

また、当然人口減少と、あと水道の使用に関してもどんどん減っていく状況が、当時それが予測できたのかというのも、やっぱり結果論となりますけども、なかなか難しい状況であったと思います。ペットボトルで水を飲む時代が25年度と今の状況の中でかなり変わってるとか、いろいろな状況で変わってますので、一概にその状況が悪化を招いたとは言えない状況ではないかというふうには考えているところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 決してそのときの判断がどうこういう、それは下がってんから下げてくれて、それはそれで、それをどうこう言うてんのと違うねん。ただやっぱり心配するのは、留保というか体力をつけとくことも考えていかんと、正直言うて、先々もっとしんどいことになるというようなことになってもうたら、何のための値下げやったかわからんから、そこだけは気つけてほしいということを私は申しあげて、今後の値段設定がまた変化があるときに。だから今聞くと、どうもやっぱりしんどい方向性という話になってきてると。確かに下がったから下がってるのはわかってまんねん。せやけど、やっぱりそれを留保するという手段もあったかもわからんし、それは先のことやから分かりません。せやけど後々なってきたら、値上げというのは苦痛を伴いますんで、値下げの楽というより、値上げの苦痛のほうが倍来ると思いますわ、生活からいうたら。その辺も考えて今後適正に執行していただきたいと、それだけ要望しておきます。

○木澤委員長 ほかにございせんか。

奥村委員。

○奥村委員 昨日の事故等もございましたですけども、老朽管の検査、またそれを切り替えていくというのは定期的に行っていると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 水道の管の老朽化というのは、もう既に布設年度等をもちましてど

れぐらいあるのかというのはもう調べておりました、それを計画的に一応下水道の工事とかと併用しまして、余り自己財源を、極力温存する形で今まで進めてきておりますので、ただ、なかなか場所によってすぐにできない場所もございますので、そういった部分も含めまして、今後も順次、古い管については取り替え、入れ替えをしていく予定でずっと進めておりますので。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 やっぱり漏水というのは水道水の大きな損失でもあると思いますし、これからもきっちりと定期的に見ていただいて、こういうことのないようにしていただきますようによろしく願いいたします。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら、私もお尋ねしておきたいんですけど、先ほどの伴委員の質問の中で、当時の値下げの話ありましたけど、ちょっと部長の答弁聞いてて苦しいなと思ったんですよね。当時も谷口部長に対して短期的ではなくて中長期、20年、30年先を見越して値上げの必要はないですかと。そしたら、大丈夫です、という答弁してはったと思いますわ。そのときの状況と今とは違うのは確かですけども。それをだから、大きく何か突発的に事故があったりとかいう状況でない限りは、シミュレーションをされていたと思うんですよね。結局、県水100%にするにあたって、確かに規模が大きくなって効率化が図れたら、維持費等、修繕費が要らなくなって維持費等もかからなくなって財政的に助かるというのも分かるんですけども、ただその先を見ていく中で、ほんまに県水100%にして大丈夫なんかなというの、これまでいろいろいくつか問題点をあげてきましたけれども、災害があったときにどうするのかというのと、あと県水が値上げになるときの心配ですね。広域化するにあたって、この間、県のほうが奈良モデルでいくつかやってきてますけれども、はっきり言うたら消防のときは、広域化したら参加自治体の負担は下がりますよと、斑鳩町の負担も下がりますというので加入したのに、今、新たに負担が増えるということを言い出してきてるわけですね。当初広域化するときはその話してなかったやないかと言うても、結局もうこのシミュレーションしかないんですみたいに持ってきてはって、つくるときにはええこと言うけども、結局じゃあ入ってしまったら負担増やしてくださいと言うてくるんですかという。だからその辺がやっぱり信用できないんです。県水100%に切り替えてしまって、町の施設も廃止、取り壊しとかしてしまうと、いざそういう状態になったときにもう選択肢がないわけで

すよね、100%にしてしまっていると。そういうことから、私はいくつか選択肢を残していけるような、その組み方というんですか、例えば、ろ過の方法も生物と薬の方法ありますけれど、だからもう生物ろ過のほうは止めてしまうと、もう今後再建するのはかなり大変やということですけど、薬物ろ過のほうは休止しておいて、またやっぱり災害とか、そういういろいろな必要になったときに使えるようにする選択ができるのかどうかとか、災害のときも、取水管が1本じゃないからということで、災害時でも大丈夫だというふうに考えておられるようですけど、それもやっぱりいざというときに、町から井戸水汲んで町の施設を動かして応急的に対応できるようにという、そういう備えをもって検討していくというのも必要じゃないかなというふうに思うんですけど、そのところの組み合わせというんですかね。今もう県水100%にするに当たって、町の施設を完全に廃止してゆくゆくは解体していくのか、そうかそういう選択肢を残した形で緊急時の対応もできるようにするのか、そこはどう考えてはるんですか。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 まず、10円の値下げの話についてでございますけれども、当時から年数が経った中で施設にかかる修繕費もしくはポンプ等の更新作業が予定よりも早まってきてる、もしくは修繕費が多くなってきているということは、当時からと異なっている点でありまして、その点では中長期は大丈夫やと見込んでたものが、ちょっと危惧するような状況にあるという、事業会計としてはやはり値上げはなるべく避けたいという思いは当時の担当と同じでございますので、それを見る中で、年数が経つ中で、ちょっと判断をさせてもらって、もしくは検討をしていった中でご説明させていただいてということが1点と、あと災害時の施設なんですけども、当然、今の自己水を残して、災害時にそれが使えるようであれば残すという選択肢もありますけども、まず、災害時の一番の難点、課題は停電でございます。停電が発生したときに、水源地となる井戸から浄水場を送る動力が一切止まってしまうので、その段階でつくる水、もともとの水が送られてこないの、当然、災害時に水をつくることができないという状況にありますけども、県水に関しましては、非常用の電力等また自然流下で送ると、高低差の違いもありますので、そういったことで送ってこられるという、県域一体化の中ではそういった内容の説明もございまして、今、自己水を残して災害時に備えるという考え方もありますでしょうが、災害時にどれだけ使えるかというのは疑問、また量的なものも疑問ですので、今、災害時については配水池、配水タンクを残すことによって3日分の町民の方々の生命の維持をできるということで、配水池を残すということで検討を進めてい

るところでございます。

- 木澤委員長 電源の話もですけど、その県のほうは非常電源のほうも考えてはるということで、町の施設の非常電源というのは、備えをするとどれぐらいの費用がかかるものなのかとか、災害時にどんな対応ができるのかという、そういうシミュレーションというのはしてはらへんのですか。

上田都市建設部長。

- 上田都市建設部長 ちょっと手元にその資料が今持ってませんので、ただ当時、一番最初のときに、発電機で非常時の電源についても当時検討した資料がございますので、また改めてその辺をご説明させていただきたいと思います。

それと、やはり事業会計で施設を持つということは、今、県水100%の話にしても、県域一体化の話にしても、何が一番の課題かと申しますと、施設の更新費用にどことも費用がかかるということを回避するため、もう管渠は必ず残りますので、その施設の維持管理を考えますと、余分なと言うたら語弊ありますけども、あまり小さい体で大きな施設を維持していくのは、今検討するべきであって、各市町村もそれに向けて検討が行われて県域一体化というような話が出ておりますので、斑鳩町におきましても、いろいろな方面から勉強しながら検討していきたいと考えているところでございます。

- 木澤委員長 だから、どんなパターンがあって、それぞれでどういう費用がかかっているのかというの、もうちょっと細かく検討していく必要があるのかなと。やっぱり心配というのがどうしてもぬぐい切れないですし、県の姿勢についてもより強硬的になってきているんじゃないかなというふうに思うんです。今回、大和郡山市が水道会計から一般会計に一部繰り入れをしたということについても、県からは結構何か水道料金についていろいろ言うてきてはるみたいで、そういうやり方をしはんのかという点で、元々、やっぱり市町村の裁量で行ってきた部分が、どんどん県に何か取り上げられるというたらい方あれですけども、移行してきてしまっていると、そういうシステムづくりがされていく中で、果たしてそれできちっと住民の皆さんの要望に応じて暮らしを守っていけるのかと、財政的な面については効果があるのは理解はしてはるんですけども、だからどの選択が住民のためになるのかという点では、やっぱり細かくいろいろ検討した上で慎重に判断していく必要があると思いますので、今回、決算審査でいろいろ効果等についても委員さんからも質問もありましたので、また担当の常任委員会で今後いろいろ議論していく中で、必要な資料等については提出していただきたいなと思います。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 先ほど、今委員長のおっしゃられたとおり、担当の常任委員会でまた資料等の説明をさせていただこうと思いますけれども。1点、広域の消防の話をおっしゃってまして、消防の広域についての是非ではなくて、今回の県域一体化の話についての広域化については、まず、そもそも消防と違うところが大きく2点ありまして、ひとつは、県が奈良県営水道のその企業体をつくろうと今してますけれども、奈良県もその中の一員として参加されるという点が大きく違う点がひとつ。もうひとつは、水道事業に関してはどことも独立採算制、要は公営企業としてやっていますので、独立採算をもって運営していかなければならないと、どこかの市町村からの負担金をもらって運営するものではなくて、今も事業会計で水道は独立採算をもって行っておりますけれども、企業体になったとしても独立採算で行うという基本はありますので、同じ広域についても、ちょっとその部分は違うという点をご説明させていただきたいと思います。

○木澤委員長 横田委員、どうぞ。

○横田委員 基本的な質問だと思うんですけど、水道料金の決め方、それから計算根拠、この辺のことをひとつ教えてほしいのと、斑鳩町の水道料金のレベルというか、その辺はどうなんですか。ほかの自治体と比べてどうなのか、そこだけ教えてください。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 水道料金の決め方でございますが、費用、例えば5年なり3年なりの現時点から先の期間でどれぐらいの費用が見込まれるのかを出しまして、それにかかるその費用として総括、全体的にかかる費用から、いわゆる見込みの給水量ですとかを算定しまして、単価を決めていくという形で、どこの自治体も決めておられるというのがまず料金の決め方です。決算としましては、一応黒字なので、奈良県下で赤字の決算というのはなかったと思いますので、決算的には問題ないのかなと思います。

それと、県下の水道料金、手元に資料ございませんけども、だいたい真ん中ぐらいの水準なのかなと、今ちょっと記憶の中で認識しておるのはそういう形でございます。

○木澤委員長 横田委員。

○横田委員 わかりました。すみません。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 決算書の20ページをご覧いただきたいと思います。この中で業務量に関する事項の中で供給単価が示されておりまして、20ページに供給単価と給水原価ということでお示しさせていただいてまして、供給単価というのは、これ売ってる立米あたり今215円で売ってる計算になりますと、その中で給水原価というのは、水1

立米をつくるのにどれだけのお金がかかっているかということで234円5銭という形で、今この数字だけを見ますと、つくっているお金が売っているお金よりも高いということになってますので、ここを何とか抑えにかかるということで、単価設定について直接これすぐに利用するものではございませんけども、一定の目安となることでこういうふうな形で供給単価と給水原価を示させていただいているものでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 奥村委員からもあったんですけれども、漏水調査ですね、冒頭に今回の事故の件について報告いただきましたけども、今までこういう大きな事故ってあまり聞いたことなかったんですけど、冬になったら水道管が破裂してとかそういうのがありましたけど、今回漏れた管というんですかね、それ今までは特に異常がなくて、急にああいう状態になったのか、今までもちょっとずつ漏れてきてたのか、そこ、部分だけわかるのかどうかわかりませんが、その辺はどういうふうな状況だったんですか。

猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 昨日ありました事故につきましては、前兆とかそういうのは全くございませんでして、急に発生したという状況でございます。確かに管路としては古い管でございますので、そういった管は正直申しあげまして、そういうことが起こり得る可能性はないとは言えない状況でございますので、先ほど答弁させていただいたように、できるだけ早く計画的に替えていきたいというふうには考えております。

○木澤委員長 今回、誰かが、けがするとか、命に関わるような問題にならなかったから、まだよかったですけど、道路が陥没するというの大きな事故につながりますし、そういう危険なものだなという認識を、やっぱり改めさせる問題でありましたので、前年度から比べると有収率ちょっと下がってきてたり、それでも斑鳩町がほかの市町村に比べたら高い率は維持はされてますけど、やっぱりその辺のところ、もうちょっと効率的にといいんですかね、何かもっと工夫ができないかなとちょっと思いましたので、今回の事故を機にですね、改めてまた点検していただきますようお願いしときたいと思います。

ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって、水道事業会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第7号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

上田都市建設部長。

- 上田都市建設部長 認定第7号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について
ご説明させていただきます。

最初に、議案書を朗読いたします。

認定第7号

令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙のとおり提出し、
議会の認定を求めます。

令和2年8月31日 提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算についてご説明させていただきます。

決算書をご覧ください。2ページをお願いいたします。収益的収入及び支出について
でございます。下水道事業収益、最終予算額6億9,735万8千円に対しまして、決
算額7億1,004万6,349円、差し引き1,268万8,349円の増となっ
ております。内訳として、第1項 営業収益で予算額1億5,109万1千円に対しまし
て、決算額1億5,831万3,335円、差し引き722万2,335円の増。第2
項 営業外収益では、予算額5億4,626万6千円に対しまして、決算額5億5,1
73万1,330円、差し引き546万5,330円の増。第3項 特別利益では、予
算額1千円に対しまして、決算額1,684円、差し引き684円の増でございます。

次に支出でございます。下水道事業費用では、最終予算額6億9,735万8千円に
対し、決算額6億9,091万7,036円、不用額644万964円でございます。
内訳として、第1項 営業費用では、予算額5億4,622万3千円に対しまして、決
算額5億4,485万4,764円、不用額136万8,236円です。第2項 営業
外費用では、予算額1億5,049万4千円に対し、決算額1億4,542万2,06
5円で、507万1,935円の不用額となっております。第3項 特別損失では、予
算額64万1千円に対しまして、決算額64万207円で不用額793円でございます。

次に4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。資本的収入で
最終予算額12億2,173万8千円に対しまして、決算額11億1,084万9,8
80円で、差し引き1億1,088万8,120円の減でございます。決算額の内訳と
いたしまして、第1項 企業債で4億490万円、第2項 負担金等で2,310万円、

第3項 補助金で6億8,284万9,880円となっております。次に、資本的支出では、最終予算額12億6,638万6千円に対し、決算額が11億4,701万1,985円で、翌年度繰越額として、継続費通次繰越額8,742万1,800円となり、不用額は3,195万2,215円となっております。決算額の内訳といたしまして、第1項 建設改良費で7億2,561万4,254円、第2項 企業債償還金で4億1,154万7,731円、第3項 長期借入金償還金で985万円となっております。なお、欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,616万2,105円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額から1,805万9,236円、過年度分損益勘定留保資金から1,810万2,869円を補填いたしております。

次に6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1. 営業収益では1億4,556万6,977円、2. 営業費用では5億3,817万8,034円となり、営業損失が3億9,261万1,057円となっております。3. 営業外収益では5億3,978万1,666円、4. 営業外費用では1億4,549万9,692円となり、経常利益は167万917円となっております。5. 特別利益では1,560円、6. 特別損失では60万2,400円となり、当年度純利益は107万77円でございます。従いまして、前年度繰越利益剰余金417万8,872円に当該純利益を加えますと、当年度未処分利益剰余金は524万8,949円となっております。

次に7ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。資本金は14億5,954万8,933円、資本剰余金はなく、利益剰余金は524万8,949円となり、資本合計は14億6,479万7,882円でございます。

次に、8ページをお願いします。令和元年度 斑鳩町下水道事業剰余金処分計算書でございます。未処分利益剰余金524万8,949円を、翌年度に繰り越しいたします。

次に、9ページをお願いいたします。令和元年度斑鳩町下水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。Ⅰ 業務活動によるキャッシュフローでは、当期純利益等により1億5,871万9,738円で、支払利息及び企業債取扱諸費により、業務活動によるキャッシュフローは1,329万7,673円となっております。Ⅱ 投資活動によるキャッシュフローでは、有形固定資産の取得による支出等により、3,454万6,317円、Ⅲ 財務活動によるキャッシュフローでは、建設改良企業債による収入等により、1,649万7,731円のマイナスとなっております。Ⅳ 現金預金の増減額は3,134万6,259円となり、Ⅴ 現金預金の期首残高は2億6,472万1,721円でありますことから、Ⅵ 現金預金の期末残高は2億9,606万7,9

80円となっております。

次に、10ページ、11ページに、令和2年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部、固定資産では、有形固定資産が167億9,710万5,010円、無形固定資産は14億8,064万3,029円となり、固定資産合計として182億7,774万8,039円でございます。次に、流動資産では、現金預金が2億9,606万7,980円、未収金5,264万2,556円、貸倒引当金が3,480円のマイナスとなり、流動資産合計は3億4,870万7,056円でございます。

以上より、資産合計は186億2,645万5,095円となっております。

次に、負債の部でございます。固定負債では、企業債82億1,123万2,724円、他会計借入金985万円となり、固定負債合計は82億2,108万2,724円となっております。次に、流動負債では、企業債等によりまして合計7億3,572万8,192円でございます。繰延収益では82億484万6,297円となり、負債合計は、171億6,165万7,213円でございます。

次に、資本の部でございます。資本金14億5,954万8,933円、剰余金524万8,949円となり、資本合計が14億6,479万7,882円となり、負債本合計といたしまして、186億2,645万5,095円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。1 重要な会計方針に係る事項、2 キャッシュフロー計算書に関する事項、3 リース契約により使用する固定資産に関する事項でございます。重要な会計方針に係る事項（3）消費税及び地方消費税の会計処理として、確定消費税額は1,194万5,693円の還付となっております。

次に、下水道事業報告書類でございます。14ページをお願いいたします。1. 概況では、（1）総括事項 ア. 業務状況として、本年度の業務量は、整備面積が6ヘクタール増え、247ヘクタールとなり、供用人口が1万7,846人となりました。また、接続件数は226件の申請を受け付け、累計4,302件となり、水洗化人口は1万2,484人となりました。その結果、普及率は4.5ポイント増え、63.4%、水洗化率につきましては、1.3ポイント増の70.0%となっております。

次に、イ. 建設改良費でございます。下水道管の新設工事といたしまして、平成30年度から2ヶ年継続事業と、繰越事業の2路線を加えた計10路線の工事を発注し、うち8路線、管渠延長2,143メートルを完了いたしました。

16ページと17ページに、建設改良工事の明細を記載いたしております。

次に、ウ. 財政状況でございます。営業収支では3億9,261万1,057円の営

業損失となっております。営業収益のうち、有収水量が前年度と比べ6万1,713立方メートル増加し、前年度と比べ758万7,748円増の1億4,510万1,977円となっております。営業費用では5億3,817万8,034円となり、主な内訳として、管渠費で43万3,765円増、総係費で253万9,953円の増、流域下水道管理運営費負担金で337万2,500円、減価償却費で1,363万4,934円の増となっております。営業外収支では、営業外収益で、他会計補助金や長期前受金戻入等により5億3,978万1,666円となり、営業外費用では、支払利息及び企業債取扱い諸費等で1億4,549万9,692円となり、差引き3億9,428万1,974円の利益となっております。また、特別収支では、60万840円の損失となっております。その結果、当年度の純利益は107万77円でございます。

次に、資本的収支では、収入総額11億1,084万9,880円、支出総額11億4,701万1,985円、差引き3,616万2,105円の支出超過となり、この支出超過額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填いたしております。

次に、15ページをお願いいたします。(2)に議会議決事項、(3)職員に関する事項でございます。平成30年度末に退職者2名、令和元年度は管理職の兼務がなくなり1名増となっております。

18ページをお願いいたします。業務量に関する事項でございます。行政区域内人口は、前年度より109人減の28,210人でございます。処理区域内人口は、1,179人増の1万7,846人となり、普及率が63.4%でございます。水洗化人口は、1,027人増の1万2,484人となり、水洗化率が70%となっております。

次に、19ページをお願いいたします。(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。下水道事業収益及び下水道事業費用の内訳でございます。説明につきましては、損益計算書の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

次に、20ページをお願いいたします。固定資産の取得でございます。構築物では、管工事で総延長2,143メートル等によりまして7億6,071万6,698円、施設利用権では、流域下水道施設利用権により2,366万3,505円、建設仮勘定では、差し引き5,681万3,741円のマイナスとなっております。その内訳につきましては、28ページと29ページに記載いたしております。

次に、21ページをお願いいたします。(2)重要な契約の要旨では、契約額が1千万円以上の工事として8路線、設計業務委託が2路線、地下埋設物の移設補償が4路線

となっております。(3) 企業債及び一時借入金の概況では、企業債で、前年度末残高が86億4,800万2,567円、本年度借入高が4億490万円、本年度償還高が4億1,154万7,731円となり、本年度末残高は86億4,135万4,836円となっております。一時借入金では、借入残高の最高額は2億円で、水道企業会計からの借り入れでございます。(4) その他の会計処理に関する事項では、他会計補助金といたしまして、収益的収入で1億5千万4千円、資本的収入で3億6,797万7千円となり、他会計補助金等の用途の特定について記載いたしております。

次に、決算付属書類でございます。24ページ、25ページには、収益的収支の明細でございます。そして、26ページ、27ページには、資本的収支の明細でございます。28ページから29ページには先ほど説明いたしました、固定資産に係る明細、30ページから37ページまでが企業債の明細でございます。

次に参考書類でございます。40ページに使用水量及び使用料の明細及び前年度との比較を、41ページには月別の有収水量の推移、42ページには未収金、未払金、預り金の明細一覧表、43ページには累年別損益計算書、44ページには累年別貸借対照表を掲載いたしております。なお、決算資料として資料1～4を添付いたしております。

以上で、認定第7号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜わり、何卒原案どおり認定いただけますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、下水道事業会計について、質疑をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 決算資料の資料4のところを見ますと、今年度は一般財源から5億1千万、補助金として入れてます。それ以降ずっと見ていきましても、ずっと5億円台が続いておりまして、裏面の令和19年度につきましても3億、4億円台と続いておりますけども、これを改善する方法というんですかね、補助金を少なくする方法というのは何かないものかなというふうに思うんですけども、とれる対策というんですか、どのような対策が考えられるか教えてもらえませんかでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今ご指摘いただきましたように、一般会計からの毎年繰り入れというのは多額に上っておるわけでございますが、今でも現在、斑鳩町下水道事業では、令和元年度末で企業債の残高が86億円を超えてる状況でございます。一般会計の残高に

迫る勢いとなっております。そうしたことから、このままでいきますと、毎年一般会計からの繰り入れも多額に上りますことで、町財政としても圧迫することになりますので、企業債の残高を極力増やさない方法で工事を進める計画をしております、そういったことで、ちょっと事業の規模の見直しもしておるところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、見直しということお話いただきましたけども、具体的にはどのような見直しを検討されているのでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今現在のところ、見直しといいますと、事業費として国庫補助を受けてる事業をやっておりますけども、その国庫補助事業を国費額ベースでいきますと大体2億円程度に推移させる中で、事業費を予算を組んでいくという形で進めていきたい、いくことで、多少なりとも事業費の削減という形になってくるのかなということで、今計画を考えておるところです。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 あわせまして、収益を上げる方法、接続率を上げる方法で収益を取っていくというふうな方法もあるかと思えますけれども、その接続率を上げる対策というのはどのようにお考えでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 地道な作業にはなってくるんですけども、整備が終わった区域で、まだご接続いただいてないところに戸別に回ってチラシを配布するなどして、戸別に説明に回るなどして、そういった形で接続を促進、促していくということを地道に続けていくことが接続率の向上につながるのではないかと考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 具体的には、本年度また来年度、どこの地区回るとか、何件回るとか、どのような方法で進めるとか、そういうのはご検討というのは考えておられるのでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 まだ具体的に、ここの場所、ここの場所、どういう形で回るかというのはまだ決定はしておりませんが、そういった、先ほど申しあげましたように、接続率を上げていくためにそういった形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ぜひご検討いただきまして、収入のほう増やしていただきますようによろしくをお願いします。

○木澤委員長 これまでもいろいろ啓発をして、接続率を上げるという取り組みはしていただけてますけど、今、齋藤委員おっしゃったように、加入されていないところを訪問する計画というのは、年度ごとにつくってはるんですかね。具体化をするというのは、まだつくってないというふうに今、答弁されましたけれども。

猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 まだ具体的にというのはないんですけれども、つくるとしますと、毎年、毎年、この地域、この地域という形でやっていく形になるのかなと思います。

○木澤委員長 以前に、建設水道常任委員会で、京都の宇治市やったかな、視察に行かせていただいて、そのときは職員じゃない方に依頼をして、訪問していただいて加入率を増やしているという取り組みしてはりましたけど、うちでも検討した結果、それがいいのかどうなのかというのは、まだ具体的に答えが出てくるのかどうかもわかりませんが、やっぱり具体的にちょっと加入率を上げていくのにどうしていくのかというのは、これだけ一般会計に負担がかかってきたり、下水道の企業債がやっぱり大きくなってきてる中で、ちょっと踏み込んでやっぱり議論していく必要があるかなというふうに思うんです。毎年、加入促進の取り組みをされていますけども、具体的にもうちょっと成果が見えるような取り組みについてですね、ちょっとやっぱり議論していく必要があるかなというふうに感じましたんで、そこはまた今回決算審査の中で意見、指摘があったということで、これは議論については担当常任委員会でしていくべきかなというふうに思いますので、ちょっと担当、もしくは町長も含めてですね、理事者におかれましては、その指摘についてご認識いただきたいなというふうに思います。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 今、委員長から話しされました接続促進員の話ですね。実は、齋藤委員からも予算のときに先進的な例としてということで助言をいただいております。奈良県でも橿原市や奈良市も取り組んでいるところございます。そして課内、上下水道課ではその接続促進員について今検討、また議論しているところでございますけども、どうしても接続促進員を雇用する場合に、ある一定の知識が必要なのと、やはりそれだけの数を、費用対効果ですね、1人雇ってその分を回っていただいて、橿原市また他市町村においてもなかなか効果があらわれていない現状を踏まえて、斑鳩町でどうしたらいいのか、もしくは斑鳩町独自でそういう人材がいてれば、ノウハウを知って回っていた

だくということであれば、これは価値があるんですけども、何も知らないただ単に接続というような、素人と言うたら申しわけないんですけども、何も知らない方が回っていただいても結局は効果が出ないというようなことを聞いている中で、その他の方策等についても検討している状況でございます。

それと、先ほどひとつ、事業効果の話ですけれども、実は斑鳩町、集中浄化槽の区域が何か所か町内にありまして、当初はやはり集中浄化槽の区域を延ばしていく、かなり遠い区域もある中で、集中浄化槽の区域にお住まいの方は早く下水道に接続していただける、また下水道事業会計としても費用がそこに入るということで、当初から計画段階でそういったところを先に整備して接続していただいておりますので、今70%について水洗化率70%の是非と、今年も226件いただいているこの数字については、決して集中浄化槽区域じゃない区域を整備する中で、住民さんのご負担も踏まえて協力していただいていると認識していく中で、もうひとつレベルアップした取り組みについて、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

小城委員。

○小城委員 ちょっと先ほどのとこで言えばよかったですけど、資料の不備かなと思うんですけど、認定6号の17ページの議案、議会議決事項のとこなんですけど、たぶんこれ、令和元年じゃないかなと思うんですけど、令和2年6月20日。

○木澤委員長 そしたら、下水道会計の審査を終わって締めますので、その後に指摘していただきます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって、下水道事業会計に対する質疑を終結いたします。

小城委員。

○小城委員 認定6号の水道事業会計決算書の17ページの、議会の議決事項のところの議決年月日が、たぶんこれ、令和元年6月20日じゃないかなと思うんですけど、令和2年6月20日。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 申しわけございません。ご指摘のとおり、一番下の、令和2年、議案第14号につきましては、令和2年3月25日でございますが、それ以外は令和元年

ですので、表記が誤っておりましたので、ご訂正お願いいたしたいと思います。

○木澤委員長 訂正ということですが、このページだけ、また後ほど差し替えとかできますか。

猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 訂正させていただいたものをまた差し替えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木澤委員長 議案書ですし、軽微な表現の間違いとかであれば訂正等でいいかと思いますが、きちんと訂正しておきたいと思います。会期中で構いませんのでよろしくお願いいたします。

そうしましたら、以上で、都市建設部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、14時20分まで休憩いたします。

(午後2時03分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

乾副町長。

○乾副町長 昨日の伴委員からの、衛生費の、し尿処理費のところでご質問いただいた件でございますけども、鳩水園の処理槽に溜まった汚泥の抜き取りの関係ですけれども、いま現在公文書が保存されている過去10年間の保守整備の書類を確認いたしましたら、汚泥の抜き取りの業務はやっておりませんので、それ以前のいつ頃にこの汚泥の抜き取りをやったかというのはちょっと不明でございます。少なくとも10年間はやっていないということで、少しずつ汚泥が溜まっていったのではないかという状況でございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 えっという感じですねんけど、これについて、結局もしそういう状況であればどういう悪影響がでるかというのは技術的に今答えれるのは難しいですか。もしそれを掃除、普通イメージからいったら家庭用であれば、確か年1回か最低いつも業者さん来てやって来てはった、うちの家でもやって来てはった、そういうのありますねけど、まあいうたら事業用といいますか、ばかでかいそれがそのままになっていたといえればなんか恐ろしいイメージありますねけど、これルール、結局、国とか、そんなルールもあるように思いますけど、そのあたり今すぐわからんかもわかりませんが、ちょっとまたその辺どないなっているか、逆に言ったら違法性がある、表現が非常にあれになりますねけど、そういうこともあるやわからんような気もしますねん、ちょっとえらい話や

と思いますけど、ちょっとそのへんだけお願いします。

○木澤委員長 乾副町長。

○乾副町長 まず一般家庭の浄化槽、あるいは事業所の関係の浄化槽、これは浄化槽ですので、同じし尿処理する合併浄化槽もありますけども、同じし尿を処理するということでは、し尿処理場も同じなんですけども、規模が違いますし、浄化槽ではなくて、し尿処理場という一般廃棄物、し尿などの一般廃棄物を処理する施設ということになっておりますので、適用を受ける法律は違いますので、一般家庭のほうは浄化槽法、そしてし尿処理場のほうは廃棄物処理法ということで、適用を受ける法律が違いますので、一般家庭のほうは浄化槽法、そしてし尿処理場のほうは廃棄物処理法ということで適用を受ける処理が、法律が違いますので、一般家庭のように年に1回汚泥をくみ取らなければならないということにはございません。その中で技術管理者という資格を持った作業員が常時勤務しておりますので、その職員の作業の工程のなかで適正に処理をしていただいているということでございますので、汚泥がたまったという状況の中で、やはり放流水の基準がございまして、それはその当時からも放流水は基準以内で放流していただいているということでございますので、その影響はないということを考えております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 ちょっと待っとくんなはれよ。これ、それやったらそのまま置いといてええというようにも今聞こえました。聞こえようにいうたら正直言うて、管理方法として放置しているのは別に問題ないんやと、そういうふうにも聞こえてましてんけど、なんかちょっとおかしいように思う。そしたら今現在はそのままではるわけですか。ちょっと聞かせてください。

○木澤委員長 乾副町長。

○乾副町長 現在は、昨日も申しあげましたように、汚泥がたまっているという状況の中で、汚泥をきれいにしたほうが、水道の使用量が削減できるのではないかという提案を受けまして、その汚泥を高分子凝集剤で吸着させて出したということでございますので、決して放置していいということではございません。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 確かに水も削減なっとるんですかな、この不用額で。正直好ましくはないということでも、まあいうたらそのままになってて、ルール上はいけるんやからええわと、ただ水の量が違うよと。大きいですがな、水の量大きいでんがな。それでもそないなっとったと、これに関して正直いうて今まで町のチェックとかそんなんはもう全然任せっ

きりという感じになっとったわけですか。

○木澤委員長 乾副町長。

○乾副町長 技術的なことは町の職員もわかりませんので、その技術管理者の作業される方法がその当時は一番適正であったと思いますけれども、今業者も替わられて、技術管理者も替わられていますので、その技術管理者の力量っていうんですか、裁量といいますか、そういう形で判断されたんじゃないかというふうに思っております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 なんか今までの事業者を表現悪う言うたらかばってのはとつか、どうもなかったように思いますが、果たして10年でっしゃろ、また1、2年じゃなくて、10年そのままって、すごい量の出たん違うか、イメージからしたら。すごいそれを整理するのに、今回なって、発見した時、びっくりしはったんりゃうかなと、今の業者さん、えっていう感じで、思いますねけど、私もこれに関しては今後今のお話を聞きまして勉強させていただきますわ。はっきり言うてなんかおかしい、どんな感じになっとったか、また聞きすることあると思いますんで、今日はこれぐらいにしときます。

○木澤委員長 私もこの問題をお聞きして、ちょっとやっぱりこういうことが起こっているというのは、担当常任委員会でもきちっと認識しておく必要があると思いますんで、改めて建設水道常任委員会の中で聞かせていただきたいと思います。厚生か、ちょっと勘違いしてました。じゃあよろしくお願いします。

ほか、よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員 そうしましたら、教育委員会所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 はじめに、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る事業につきまして、説明をさせていただきます。失礼して、着席して説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書は68ページから、施策の成果報告書では67ページでございます。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、ご心配をおかけいたしました町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案について、損害賠償請求訴訟事件の和解が成立したことから、顧問弁護士との委託契約によりその対応を行いました。

次に、歳入歳出決算書は76ページ、施策の成果報告書では79ページです。第11目 青少年対策費では、青少年の健全育成のため、斑鳩町青少年問題協議会が中心とな

って、夜間を中心とした巡回補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めたところです。また、青少年の非行防止や子ども・若者育成支援強調月間に合わせて啓発活動を行い、住民の方々に青少年の健全育成についての意識の高揚、協力の要請に努めたところでございます。さらに、青少年のあらゆる悩みごとに対し相談事業を実施し、青少年自身や青少年を持つ親をはじめ、様々な住民の悩みの解消に努めたところでございます。

以上をもちまして、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、総務費のところでお尋ねしてました67ページのところの損害賠償請求訴訟事件に関わって、本来発生しなかったであろう経費ですね、郵送料でありますとか、弁護士費用でありますとか、合計が金額いくらになったのか教えていただけますか。

松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 町立幼稚園負担軽減の一部適用漏れ事案にかかります損害賠償請求事件については、令和元年10月23日に和解が成立したところでございます。本件につきまして、これまでにかかった経費といたしましては、まず負担軽減分の償還をまず申しあげますと、1,422万9,669円、この償還に伴います還付加算金といたしまして33万7,200円、還付対象者への通知文等の郵送料といたしまして48,458円、訴訟にかかる弁護士費用といたしまして着手金64万8千円、報酬66万円、合計いたしますと1,592万3,327円となりますが、このうち償還金につきましては、本来収入とならないはずのものでございましたので、これを除きまして169万3,658円が本件によって別途生じた経費となっております。以上です。

○木澤委員長 はい、わかりました。

ほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 続きまして、第3款 民生費のうち、教育委員会所管にかかる事業につ

いて、説明をさせていただきます。失礼して着席させていただきます。

歳入歳出決算書は96ページ、施策の成果報告書では114ページでございます。

第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費では、放課後児童支援員・補助員の賃金や施設の維持管理に要する費用が主なものとなっております。令和元年度では、斑鳩学童保育室、斑鳩西学童保育室、斑鳩東学童保育室で合計325人が利用されました。特に入室希望児童の増加が著しい斑鳩西学童保育室では、隣接する斑鳩西幼稚園の空き教室を借用するなどして保育室を確保しておりますが、より児童の健全育成と子育て中の保護者の社会進出、就労等を支援するため、令和元年度中に斑鳩西学童保育室に隣接する場所にもう1棟保育室を増設する計画をしておりました。しかしながら、東日本大震災をはじめとする災害への復興・復旧工事、また、オリンピック関連工事により資材費や人件費の高騰が影響し、予算を超過する設計額となり、令和元年12月議会で増額補正予算を議決いただいたところでございますが、年度内の竣工が難しく、令和2年度に繰り越しをさせていただいております。

町内3小学校の学童保育室は、児童福祉法に基づく基準を順守した運営を行うとともに、斑鳩学童保育室にエアコン1基を増設、また、斑鳩東学童保育室に洗面台1か所を増設するなど、より安心・安全な学童保育室の確保に努めたところでございます。

以上をもちまして、第3款 民生費のうち、教育委員会所管に係る事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら私のほうからお尋ねしたいんですけども、次長、説明の中でおっしゃったように、学童保育室、入所希望が増えてきててですね、定員をオーバーしていると、ただまあ、面積等、法律の上では違反しているということではないですけども、ちょっと現状がどうなっているかという確認させていただきたいんです。各学童保育室の定員と現在の利用者数をまず教えていただけますか。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 令和2年9月1日現在の状況でご説明をさせていただきます。まず斑鳩学童保育室は、条例の定員が140名に対し現在154名の児童が入室をしており、定員を超えておりますが、斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例におきます面積上の上限が179名ですので、全員の受け入れをしているところで

ございます。同じように斑鳩西学童保育室は定員50名に対し64人が入室しております。斑鳩西幼稚園の空き教室を活用し、面積上の上限106名となっております、こちらも全員受け入れをさせていただいております。斑鳩学童保育室では定員110名に対し96名の定員の範囲内で受け入れをさせていただいているところでございます。

○木澤委員長 最後、東です。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 斑鳩東学童保育室で、もう1度言います、定員が110名に対して96名の定員の範囲内で受け入れをしているところでございます。以上です。

○木澤委員長 西学童については、いま、新築を予定されているということでなかなか思うように進んでないですけども、その対応をさせていただいているということについては保護者からも喜ばれておりますし、よく決断していただいたというふうに思っていますので、この間にもいろいろ説明していただいていますけども、出来るだけ早く建設していただきたいと思います。あと、この間、学童の指導員さんという形で以前は法律上の規定があって、斑鳩町としてなかなか資格を持っていない方については採用するのが難しいというところから、いま、支援員さん、補助員さんという形でできるだけやっぱり子どもたちを見られるような体制をつくっていただいているというふうに思いますが、児童に対する支援員、補助員さんの割合ってというのが、今それぞれ保育室ごとにどうなってるか確認させていただけますか。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例におきまして、児童20人に対し支援員1人を配置することとなっております。斑鳩学童保育室では現在154名の児童が入室をしておりますので、9人の支援員、補助員が必要でございますが、現在、斑鳩学童保育室には20人、内訳として支援員が9人、補助員11人を配置をしているところでございます。斑鳩西学童保育室では64人が入室をしており、支援員等につきましては4人が必要でございますが、現在13人、支援員が6人、補助員が7人を配置しております。斑鳩東学童保育室では96名の児童に対して支援員等は5人が必要となりますが、現在10人、支援員が5人、補助員が5人を配置しております。このように児童数は基準値以内、支援員数は基準値よりも多く配置をして余裕をもちながら保育を実施しているところでございます。

○木澤委員長 以前から、やっぱりなかなか支援員さんも、一人でたくさんの子どもたちを見なければならず、やっぱり学童の子どもさん、外で遊んだりする中でケガしたりと

かケンカしたりとかっていう中で、なかなかやっぱり見れないという状況もありまして、町としてやっぱりこういうふうに体制を充実していただいているということにつきましては評価をさせていただきたいと思います。先ほど、定員と在室児童数も教えていただきましたけど、その後、黎明さんが新たに学童保育室を開設されまして、そちらのほうも定員と在室児童がどうなってるかという数がわかりましたら教えていただけますか。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 黎明保育園の学童保育室につきましては、平成30年度に設置をされているところでございます。本年9月1日現在の入室児童数につきましては、合計56人というふうに聞いております。定員は70名でございます。

○木澤委員長 もともと、町立の学童保育室が満杯になってきてる中で、黎明さん、これつくっていただいて非常に助かってるなというふうに思いますし、56名いま在室されているってことですけども、元々町立の学童保育室に在室していて、この黎明さんに移られたって方がどれくらいいるのかというのはわかるんですか。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 途中から替わられたというのは、ちょっと人数は把握はしておりません。

○木澤委員長 私立のほうに移っていただくことで、斑鳩町の学童保育室としても少し余裕ができたのかなということで、この点については、保護者がどちらを希望されるかというのがありますけども、余裕のある体制で待機児童を今後も出さずに運営していただきたいと思いますなと思いますので、この点につきましては、これまでも色々苦労していただく中で頑張っていたいただいていると思いますけど、今後やっぱりその児童数がどうなっていくのかという動向にも注視していただきながら、充実した運営していただきたいと思いますようお願いをしておきたいと思います。はい、ありがとうございました。

ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたらこれをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第9款 教育費について、説明を求めます。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 それでは、第9款 教育費について説明をさせていただきます。

失礼して、着席して説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書は126ページから147ページ、主要な施策の成果報告書では17

8 ページから 210 ページでございます。

最初に、主要な施策の成果報告書 178 ページ、第 1 項 教育総務費であります。

第 1 目 教育委員会費では、教育委員会の活動内容として、時代に応じた教育や特色ある教育、また生涯学習・文化等に関する教育行政全般の方針の審議や学校計画訪問等を実施しております。

続きまして、第 2 目 事務局費では、歴史文化情報の発信として、斑鳩町史編さんに取り組むとともに、交流活動の推進として、中学生太子サミットを開催いたしました。次に、時代に応じた教育内容の充実では、引き続き、町議会の協力を得まして子ども模擬議会を開催するとともに、新学習指導要領において、令和 2 年度から小学校における英語の教科化が本格実施されることに先立ち、1 年間前倒しし令和元年度から各小学校それぞれ 1 名の外国人英語指導助手を配置し、英語教育の更なる充実を図っております。次に、179 ページ、教育環境の整備・充実では、小中連携教育の実践として、小学校から中学校への円滑な進学を目的とし、小学校と中学校の教職員、児童生徒がそれぞれ各部会で交流を行いました。また、教員 O B 等により、学力及び学習意欲の向上並びに地域コミュニティの活性化を図ることを目的に学習支援事業を実施いたしました。次に、180 ページ、相談体制の充実では、医師や学校関係者による教育支援委員会や就学予定児教育相談会の開催など、支援を必要とする児童・生徒等に対し、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導、教育相談を実施いたしました。次に、住民と行政の協働によるまちづくりとして、畿央大学大学院 福本貴彦准教授により、中学 1 年生を対象に体力向上を目的とした特別講座を実施いたしました。

次に、181 ページ、第 3 目 私立学校振興費では、私立幼稚園に就園している園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、令和元年 9 月分までの保育料の一部について補助を行いました。また、令和元年 10 月からは、幼児教育無償化に移行したことにより、私立幼稚園に対して、保育料、入園料、預かり保育利用料について補助を行っております。さらに低所得、多子の世帯の保護者に対しては、給食材料費のうち副食材料費について補助を行っております。

次に、182 ページ、第 4 目 スクールカウンセラー事業費では、両中学校に県からそれぞれ 1 名が配置され、臨床心理の視点からの的確なアドバイスを行っております。また、町事業としても、心の教室相談員を配置し、生徒の相談等に応じ、心にゆとりを持たせ、またストレスの軽減などに努めているところであります。

続きまして、183 ページ、第 2 項 小学校費であります。

第1目 学校管理費では、教育環境の整備・充実として、小学校の運営に係る費用で、学校用務員の人件費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理を行っております。平成30年度から各小学校の空調設備の整備に着手し、令和元年度には整備を完了、稼働を開始いたしました。また、これに伴い、ボイラーによる暖房機器の撤去を行ったところであります。

続きまして、184ページ、第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、特別活動の推進で、児童の自主性や個性を伸ばすため、運動会や芸術鑑賞など各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等について助成を行うとともに、情報教育の推進では、子どもたちの興味、関心を高め、よりわかりやすい授業を展開できるよう教育用パソコンをタブレット型パソコンに更新するとともに、電子黒板を増設しています。また、185ページ、日本伝統文化の学習では、児童の伝統文化に対する理解を深めること等を目的に、斑鳩小学校では能楽、西小学校では茶道、東小学校では和太鼓といった伝統文化の学習を行いました。次に、教育環境の整備・充実では、学校図書整備として、始業前の読書活動や読み聞かせなど、児童の読書活動を推進する取組みを行うとともに、これらの活動をさらに充実するため、引き続き、町費で3校で1名の学校司書を配置いたしました。次に、186ページ 特別支援教育の充実では、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、小学校講師の配置では、引き続き、町独自の少人数学級編制とし、小学校第1学年、第2学年は1学級あたり30人、第3学年から第6学年までは1学級あたり35人を基準とした学級編制を実施いたしました。また、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な児童の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行っております。

次に、187ページ、第3目 保健体育費では、児童の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、学校給食の充実では、食育並びに地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供しております。

続きまして、188ページ、第3項 中学校費であります。

第1目 学校管理費では、教育環境の整備・充実で、小学校費と同様に、学校用務員の人件費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、光熱水費の支出など、学校の維持管理を行っております。小学校同様、平成30年度から空調設備の整備に着手し、令和元年度には整備を完了、稼働を開始しております。また、令和元年度から2か年で各学校の和式トイレの洋式化に取り組んでおります。

次に、189ページ、第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、総合的な学習の時間をとおして、キャリア教育や情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに応じた教育の展開など学校教育の充実を図っております。また、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、文化活動や部活動、校外活動に対し助成を行うとともに、情報教育の推進では、子どもたちの興味、関心を高め、よりわかりやすい授業を展開できるよう、教育用パソコンや電子黒板等の活用を行っております。次に、190ページ、教育環境の整備・充実では、小学校と同様に、読書活動を通じて生徒の人格形成や情操をより一層育むため、引き続き、町費により、2校で1名の学校司書を配置し、学校図書室の充実を図りました。次に、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、また、中学校講師の配置では、引き続き、町独自の少人数学級編制として、全学年で1学級あたり35人を基準とした学級編制を実施いたしました。次に、191ページ、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等についての援助を行いました。

続きまして、第3目 保健体育費では、教育環境の整備・充実で、生徒の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、学校給食の充実では、食育及び地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供しております。

続きまして、193ページ、第4項 幼稚園費であります。第1目 幼稚園費では、良好な子育て環境づくりとして、幼稚園の運営に係る費用として幼稚園教職員に係る人件費のほか、特別な支援を必要とする園児の保育充実のため、引き続き、町費で臨時講師を配置するとともに、教員の資質向上のため、実践的な指導力を身に付けるなどの研修を行いました。また、町立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、令和元年9月分までの保育料の一部について減免を実施しましたが、令和元年10月からは、幼児教育の無償化として、保育料の徴収をしないこととしております。また、給食費についても、給食材料費、調理洗浄業務費について助成を行い、さらに、低所得、多子の世帯の保護者に対しては、給食材料費のうち副食材料費について助成を行っております。

続きまして、195ページ、第5項 社会教育費であります。第1目 社会教育総務費では、まず、人権意識の高揚について互いに認め合い、強い絆で結びつき、生きることや住んでいることの喜びを共感できる人権のまちづくりをすすめるための研修機

会として、引き続き人権セミナーを開催いたしました。次に、196ページの子ども・若者育成支援の充実についてであります。日常生活において、学校や家庭では体験しにくい自然や社会での体験を通じて自己の知識を広め、集団生活の大切さや各自の役割を学び、社会性を育み自分を育てることを目的として、小学校第4学年から第6学年を対象としたホリディ学園を引き続き開講いたしました。また、青少年期における野外活動体験の重要性から、町外の野外体験活動施設を利用される青少年の健全育成を目的とする団体に対し補助金を交付いたしました。次に、交流活動の推進、成人式の開催についてであります。令和2年成人式では、新成人を代表して4人の「二十歳の主張」の発表のほか、和太鼓いかるがや、いかるがジュニア金管バンドによるお祝いの演奏、新成人の小・中学校在籍時の恩師によるビデオレターを上映するなど、斑鳩の新成人を祝福したところでございます。

次に、197ページ、第2目 公民館費であります。生涯学習の充実では、公民館教室や生涯学習講座を開催し、住民の教養の向上、健康の増進等を図るとともに、中央公民館の陶芸室エアコン取り替え、東・西公民館の和室畳張り替え、西公民館駐車場のブロック塀改修工事等を行うなど、施設の維持管理に努めたところでございます。次に、198ページ、生涯学習・生涯スポーツの推進体制の整備では、中央、東、西公民館の利用状況について、利用回数で6,827回、利用者数は8万1,533人となったところでございます。

次に、同じく198ページ、第3目 文化祭費では、文化・芸術にふれる機会の充実で、各種芸術文化の振興と芸術文化に接する機会の提供や意識の向上を図ることを目的として、斑鳩の里文化芸術祭を開催したところであります。

次に、199ページ、第4目 文化財保存費であります。歴史文化資源の保全・活用では、史跡藤ノ木古墳について史跡整備後10年が経過し、古墳東側出入り口から石室前面に至る広場の舗装の劣化がみられたことから、補修工事を実施いたしました。また、中宮寺跡周辺遺跡における内容確認を目的とした発掘調査のほか、公共事業や民間による開発にともなう事前の発掘調査を実施いたしました。

次に、200ページの古文書の保全・整理については、文化庁の国庫補助事業として五百井地区の大方家文書の調査を引き続き実施いたしました。次に、史跡中宮寺跡の維持管理については、史跡中宮寺跡文化財ボランティアを募り、公園内に農地の状態で残したエリアにおいて、コスモスやレンゲなどの花々を育てていただき、来園した方々の目を和ませるなど、親しみのある身近な公園として感じていただけるよう努めました。

次に、史跡藤ノ木古墳の石室特別公開については、春季・秋季の2回実施し、合わせて2,546人の方にご見学いただいたところであります。

次に、201ページ、第5目 図書館管理運営費であります。昨今、子どもの読書離れが危惧されるなか、図書館では、ブックスタート事業をはじめ、えほんのひろば、幼稚園、保育園、小学校へのおはなし訪問、1日図書館体験事業など、子どもが図書に関心を持つことができるよう、乳幼児から各年齢層に応じて、さまざまな事業を実施しております。また、県内でも先進的な取り組みとして、平成29年4月から実施いたしました自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンを活用しての電子書籍が利用できるサービス、いわゆる電子図書館サービスでは、電子コンテンツの充実に努めるとともに、貸出冊数をこれまでの上限2冊から5冊に増冊し、利用の促進に努めたところ、人口規模からみて高い利用率で推移しているところであります。令和元年度の町立図書館の来館者数は13万5,185人で、貸出冊数は25万2,408冊となりました。また、中央、東、西公民館の利用人数は1万1,973人で、貸出冊数は3万4,386冊となりました。図書館の維持管理では、聖徳太子歴史資料室のエアコンを更新するなど、適切な管理、運営に努めたところであります。

次に、205ページ、第6目 文化財活用センター管理運営費では、歴史文化の拠点づくりで、文化財の情報発信として、通常展示とともに、春季および秋季の特別展示や記念講演会などを開催をいたしました。令和元年度の来館人数は7,981人で、開館からの総来館者数は11万2,641人となったところであります。

次に、207ページ、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費では、生涯スポーツの充実として、マラソン大会の開催について、近年の健康づくりやマラソンブームにより、全国各地から多くのランナーに参加いただきました。また、友好都市スポーツ交流の推進では、和歌山県上富田町において少年サッカー大会及びマラソン大会に参加し、スポーツを通じて交流を行いました。次に、209ページ、子ども・若者育成支援の充実では、小学生の体力向上及び団体競技を通じた団結力を養成することなどを目的に開催されておりますドッジボール大会について、令和元年度もその開催を支援したところであります。

次に、同じく209ページ、第2目 健民運動場費では、健民運動場、天満スポーツグラウンドの適切な維持管理に努めたところであります。令和元年度の健民運動場の利用人数は2万7,800人、天満スポーツグラウンドは6,672人となりました。

次に、第3目 町民プール運営費では、引き続き、安全確保を第一に、保護者同伴で

の来場の周知、監視員等への研修会などを開催し、大きな事故もなく5,290人の方にご利用いただきました。

次に、210ページ、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、本町のスポーツ施設の拠点となるすこやか斑鳩・スポーツセンターの適切な維持管理を行い、令和元年度においては、中央体育館トレーニング室のエアコン更新工事、防犯カメラの設置などを行ったところであります。令和元年度のすこやか斑鳩・スポーツセンターの利用人数は、中央体育館で7万9,685人、テニスコートで4万914人、トレーニングルームで9,718人となりました。また、令和2年4月より、すこやか斑鳩スポーツセンター内敷地内通路を車両通行禁止するにあたり、近隣住民をはじめとする地元自治会及び広く住民に周知を行うとともに、バリカー設置工事などを進めたところであります。

以上が、教育費にかかります決算の状況であります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について、質疑をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 178ページお願いします。ひとつ目のところに斑鳩町史編さんとありますけれども、前回予算委員会かなんかで聞いた覚えありますけども、具体的にはいつ発刊で、金額はいくらぐらいか決まりましたら教えてもらえないでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 まず、現在は上巻の発刊について編さん作業を行っているところがございます。この上巻につきましては、聖徳太子1400年御遠忌を迎える令和3年3月を発刊のめどとして取り組んでおりますことから、今年度に令和2年度に印刷を完了し、発刊する予定となっております。上巻の発刊にかかります経費といたしましては、今年度の執行見込みを含めまして約2,070万円を見込んでいるところがございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 販売価格は、いくらになりますでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 申しわけございません。ただいまのところまだ検討中でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。次のページ179ページの下のほうに、小中連携

教育の実践というところに、②のところに郷土「斑鳩」を尊び愛する教育、心を豊かにする道徳教育の推進とありますけれども、私、観光ボランティアをしております、法隆寺に小学生を3校案内しまして、最終でアンケートをとりまして、「法隆寺に何回目ですか」と聞きますと「初めて」という小学生の方が半分前後いらっしゃるんです。となってくると、やはり斑鳩町で生まれて斑鳩町で育って、それで小学生で法隆寺に初めてという方、多分親御さんがもう知ってるから、子どもをわざわざ教えなくても見聞きしてるんじゃないかと、そういう思いがあるのかもわかりませんが、やはり斑鳩町で生まれて斑鳩町で育ったというところでは、高校になりますと外に出ていたり、大学になりますと外に出て行ったりしますので、ぜひ若いうちというか、小学生の時代に、いっぺん親御さんと一緒に法隆寺に行って、実物を見ていただくという機会もあってもいいのかという気がしますもので、これは決算委員会ですので予算委員会と違いますのであれですが、何らかの、子どもさんの法隆寺の入場券の拝観券の補助、半額補助とか、今高齢者70歳になりますと無料でできますけれども、高齢者よりも小学生を優先するというふうなことは何かできないものかなと、そのような思いがするんですが、それについてどのようにお考えか教えてもらえませんかでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 現在のまず幼稚園、小・中学校の取り組みをご紹介させていただきますと、ふるさと斑鳩に誇りと愛着を育むために、郷土の歴史的遺産を理解する取り組みといたしまして、幼稚園の遠足、小・中学校の郊外活動において法隆寺の見学を実施しているところでございます。小学校では6年生、3小学校の交流も兼ねまして、合同での見学という形で実施しているところでございます。中学校につきましても3年生で見学の実施というところでございます。なお、それぞれ見学だけにとどまることなく、各年代に応じまして事前の学習や事後の振り返り学習などもあわせて行っているところでございます。今申しあげましたように、何らかのタイミングで法隆寺を訪れる機会ということ設けることとしておりますので、今後もこの取り組みにつきましては継続していくように、また学校と幼稚園とも検討してまいりたいというところでございます。

なお、拝観料につきましては、一定法隆寺様のご厚意の中で一定の場合にはいただきながら実施しているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それは観光ボランティアの法隆寺、小学生を案内するときには、法隆寺さんの厚意で無料で入場というか拝観させてもらっておりますけれども、小学校5年ぐらい

になってですね、初めて法隆寺に来るといよりも、何かもっと小さいときに幼稚園のころは分かりませんが、もっと何か親しみを持つような工夫とかそういうのは難しいものかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 現在は、その年少児の取り組みといたしまして、幼稚園での遠足という形を実施してございますので、今後の実施の形態につきましては、今おっしゃるような部分も含めまして検討してまいることとなろうかとは思いますが、一旦は現在の実施形態についてご理解を賜りたいと思います。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。ぜひ郷土を愛する気持ちというのは、やっぱり何が何でも斑鳩町、法隆寺を知っていただいて、外に行ったときに、法隆寺はこうだよということをですね、ぜひPRできるようにしていただければうれしいと思います。

では続きまして、199ページです。2つ目ですけども、町内遺跡の発掘調査というところで発掘調査2件、個人住宅、中宮寺跡周辺遺跡範囲確認調査とありますけども、具体的に何か大発見か何かありましたのかどうか、教えてもらえませんかでしょうか。

○木澤委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 では、齋藤委員のご質問にお答えしたいと思います。町内遺跡の発掘調査において2件実施しております。1件目にあります個人住宅というのは、法輪寺旧境内遺跡における個人住宅における発掘調査でした。恐らく流路の中を浄化槽のところでしたので、掘った感じの中では顕著な遺構、遺物はございませんでした。2つ目の中宮寺跡周辺遺跡の範囲確認調査でございますけども、この件につきましては、史跡中宮寺跡の北側において、中宮寺跡のある時期の北限の塀の可能性のある柱列遺構が見つかりましたので、さらにその北方において関連する遺構の有無を確認するための調査を実施したものでございます。調査の結果としましては、建物の柱穴と思われる柱穴をはじめ、溝や土坑などの遺構が検出されて、先ほどの柱列の北方にも遺跡が広がっていることが明らかとなっております。なお、この遺構が中宮寺跡とどのような関係にあるかについては、拡張調査等を行っておりませんから、その点については明らかではございませんけども、遺跡の広がり、この調査したあたりまで広がっているということが分かったという調査成果でございます。以上です。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。200ページですけども、3つ目のところに史跡

中宮寺跡の維持管理というところに、史跡中宮寺跡の維持管理を行ったとありますけれども、ここ、この中宮寺跡は広くてですね、子どもの遊び場もあって来ますし、いろいろな利用することができると思いますけども、住民から、ここに桜の木を植えて花見でもできたらいいねという話が時々聞くんですけども、そのようなことができないものかどうか教えてもらいたんですけども。

○木澤委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 史跡中宮寺跡のところでございます。ご存じのように、聖徳太子ゆかりの中宮寺跡でございますけども、全国にある遺跡の中でも、我が国にとって歴史上また学術上の価値が高い遺跡として指定されております、国の指定の史跡となっておりますところでございます。この文化財の保存を適切に図る目的から、史跡指定後は公有化や整備の事業を進めまして、平成30年に整備が完了したものでございます。そして、文化財の活用を図る目的から、中宮寺跡の西側の県道沿いの農地の状態を残したエリアにつきましては、先ほど次長から説明させていただきましたように、コスモス等の花の植栽をするなど、これまでコスモスフェスタやいかるがマルシェというようなイベントの会場としてもご利用いただいているところでございます。

今回、文化財のより一層の活用を図るために、桜の春の時期のですね、集客を見込んだ花見などのための桜の木の植栽というような委員のご質問でございますけれども、まず、桜の木の植栽の目的が、中宮寺跡の史跡としての本質的な価値を損ねることにならないかとか、また、木の根が成長して地下の遺構を破壊しないで保存を図ることができるかといったようなことなどを国や県より史跡の現状変更の許可を求める必要がある中ですね、検討していく課題があるかと考えるところでございます。また、こうした花見という目的に際しましての桜の木の植栽につきましては、管理する上で将来的に予想される騒音の発生、ごみの放置、もしくは夜間の利用などの諸問題について十分に検討して対策を立てた上で、東側に隣接する地元の幸前自治会とのご理解、ご同意も得ることが必要かと考えるところでございます。つきましては、こうした課題が解決できるということができましたら、国・県に対しましてそういった植栽についてのご相談もしてまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。ぜひご検討いただければありがたいと思います。

続きまして、その次ですけども、町指定文化財候補の調査というところで、春日古墳の調査、委員会の指導により春日古墳の本格的な調査に向けた気象環境の調査を実施し

たとありますけれども、私、春日古墳というのはすばらしいものが出るんじゃないかなと思って大変期待しております、これの調査までのスケジュール感というのはどのくらいかかるものなのか、教えていただけませんか。

○木澤委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 春日古墳につきましては、平成27年に春日古墳調査検討委員会を組織しまして、これまで3回の会合を開いて、指導していただいているところでございます。そして、これらの会議におきましては、発掘調査を実施する以前にしておく調査としまして、墳丘の植物の状態を調べる植生調査、そして宇宙から飛んでくる素粒子を利用するミュオン調査、そして環境測定調査、この3つの調査を実施するよう指導を得て実施しているところでございます。これらのうち植生調査とミュオン調査については既に調査を終えておりまして、残る1つである環境測定調査につきましては、墳丘上の調査を平成30年3月より開始して、2年分の測定データを得たところでございまして、また墳丘内の温湿度の測定につきましては、ようやく1年分の測定データを得たようところでございます。現在もこれらの測定データにつきましては、平均的な数値を得るためには2、3年の測定を行う必要があるのではないかと委員からのご意見もいただいているところでございますので、引き続きこの環境調査を進めておりまして、今年度においても、これらの測定を進める中で、こうした測定の結果を委員会の中で報告を行った上で、次年度以降の調査計画について今後のご指導を賜ってまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

○木澤委員長 すみません、齋藤委員ちょっと休憩取らせていただきたいと思います。

そしたらここで15時35分まで休憩いたします。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時35分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

引き続きまして、教育費について質疑をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 210ページですけども、下から2つ目、今年度から、スポーツセンターの維持管理ということで、スポーツセンターのところの敷地内通路を通行止めにしたんですけども、これは特にトラブルとかなかったんでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 この令和2年4月1日から敷地内通路を通行止めにさせていただきました。その以前、昨年その令和元年の10月ぐらいから、地元自治会また近隣の住宅1軒1軒回りましてご説明させていただいて、あと、広報にもはさみ込みをさせていただきました。そういったこともあって大きなトラブルはございません。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

溝部委員。

○溝部委員 195ページの真ん中、放課後子ども教室の実施状況ですけれども、少し減ってるかなというところで、減ってる要因と、今後どのように運営されていくのかということ、何か決まっていることがあれば教えていただきたいなと思います。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 まず1点目、放課後子ども教室の参加者が平成30年度から減少しているということですが、これは申込み方法、ちょっと令和元年度、変えさせていただきました。今まで各学校に提出をしていただいていたんですが、学校の先生とか保険料をちょっと取り扱うのが大変ご苦勞をおかけしてたので、令和元年度から生涯学習課、もしくは中央公民館で受付をするということにさせていただいて、少し保護者の方が子どもに申込書を持たせてよかったものが、わざわざ役場もしくは公民館まで行かなければならないといったことが、ちょっと減少させた1つの要因なのかなと思います。

もうひとつはですね、あと小学校の外国語の教育が始まりまして、毎週水曜日ですね、これまで1年生から6年生まで一斉下校されてたのですけれども、週によったらその一斉下校ができなくなったということで、放課後子ども教室、兄弟で通われてる方、低学年と高学年の方が開始時間と帰る時間が違うようになってしまった。こういうのもひとつ減少した要因ではないかと分析をしているところでございます。

今後についてでございます。今年度については新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、夏休みも短縮をしておりますので、今のところ放課後子ども教室の開催については未定ということで、できれば少しでも開催をしたいなと考えてるんですけれども、それも放課後をするんじゃなくて土曜日、学校の休業日の土曜日に、今4年生から6年生まで高学年ですね、ホリデイ学園という形でやってるんですけれども、それを1年生から3年生もジュニアホリデイ学園というような形でできないかということで検討し

ております。県に問い合わせましても、それでも放課後子ども教室であるということも確認をとってますので、今後は、休みの日に集まって地域のボランティアの方と一緒に交流ができるようなことをやっていきたいというふうな構想を持っております。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 また決まりましたら教えていただけたらと思います。

あと、もうひとつなんですけれども、例えば今のそのスポーツ施設内とかで、少し広場みたいなのがあるんですけれども、例えば、あつてはいけないんですけれども、ボールを、キャッチボールしたりサッカーしてる子どもとかが蹴ったボールで、例えばそこを歩いている人がけがされたりとか、自転車とかバイクとかに当たって、あつてはならないんですけれども亡くなられたりしたときに、責任の所在というのはどこになるような形になってるんでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 それは、例えば町の事業であれば町でいろいろ保険も入っておりますので、それが適用になろうかと思うんですけれども、それ以外で遊ばれててそういった事故が起こったら、その所在、責任はその保護者にあるように考えておりますけれども。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ということは、例えば、今の体育館の中で仮に熱中症とかで倒れられて、そういうことで亡くなられたりした場合とかでも、そういう自己責任じゃないですけども、そういう形になるんでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 その主催者の方の責任にもなろうかというふうに思います。

○木澤委員長 山本教育長。

○山本教育長 加えてなんですけども、今、国の法律が変わったところの話なんですけど、自転車を乗ってるお子さんに関しては、すべて保険に入る形になります。その保険の中に自分が相手にけがをさせたという保険も多分組まれてるか、組むことができると。先ほどおっしゃられた、例えば通学途上でボールを蹴って誰かに当たった。その傷害保険はそこに組まれるというのもありますので、傷害保険に関しましては、ちょっとまた校長と話したい部分もございましたので、また学校のほうでも個人の責任にはなると思うんですけれども、この保護者の責任も変わってくるところもありますので、ただ自転車乗ってるお子さんも多い中で、ちょっと傷害保険についてはPの会長とも相談しながらというような話はしようと思ってましたので、またそういうところも展開はしてみたい

と思いますけれども、すべてをカバーできることではないと、ご理解ください。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。その中で遊んでいる中でそういったことが起こった場合というのは、そういう形かもしれないですけども、例えばテニスコートとかであれば、外フェンスがテニスをやる者からしたら低い状態にあるんですけども、それが25号線のほうとかにボールが飛び出ていってしまっていることとかがある状態になってるんですね。その状況になったときとかに、管理している、塀が低いと、そうなることが予見できたんじゃないかというそういう責任とかがあっていうのはないもんなんじゃないでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 テニスコートのフェンスなんですけども、おおむね3メートル程度というふうな指針が出ております。町のフェンスは3メートルございますので、その指針の範囲内で、低いフェンスじゃなくて、その指針で定められているフェンスを設置をしておりますので、町のほうは過失はない。もし出た場合であってもですね、そういうふうな認識はしております。

○溝部委員 はい、わかりました。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 187ページの児童の健康管理という部分がございますけれども、この中で身体測定とか、いろいろ児童の方の定期健康診断を実施していただく中で、特にこの歯科検診の結果というものですけれども、その中で親の無関心であったり放置とか、そういうものがよく表れるものだと聞いておりますけれども、学校としてこの歯科検診とかされた後のアフターフォローというんでしょうか、1回は何か書類等をお渡しになるのかなとか思うんですけれども、それでもなおかつ子どもに対して治療を施行していない親御さんに対しての、そういうアフターフォローは、何かされておられますでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 健康診断等の結果につきましては、もちろん児童ごとに健康調査票に記録をさせていただくこととなってございます。これに基づきまして、先ほど委員おっしゃいましたように、学校内から再検査でありましたりだとかという部分については促すような形を実施しているところではございます。しかしながら、その通知にもかかわりませず、受診いただけない場合も中にはある場合も想定はされます。このあたりの対応につきましては、個々個々の事例になってまいりますので、統一的な方針というの

は持ってございませんけれども、各学校のほうから適切な指導をしてまいりますよう、教育委員会としては指導してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 やはり、そういうところへんに親御さんの無関心や育児放棄というのが表れてくると思いますので、対応は大変なことかと思えますけれど、よろしくお願ひしたいと思えます。

それで次に、200ページの中宮寺跡の維持管理というところなんですけれども、去年ですね、残念なことにコスモスが咲いていないというか、ちょっと枯れ枯れの状態だったもので、町内の方からも、また他町の楽しみにしておられる方からも、斑鳩町どうなつたと、いろいろ言われたんですけれども、今年は確実に咲かせていただいて、していただける方向、ちゃんととっていただいているんでしょうか、お聞きいたします。

○木澤委員長 平田生涯学習課参事。

○平田生涯学習課参事 奥村委員さんの中宮寺跡のコスモスの件ですけれども、去年は実は地下生えといいますか、生えている状況がよかったものですから、それを利用するという形で育成を図ったところがございますけれども、ちょっと花が咲く段になりましたら花のつきが悪かったということで、委員さんのおっしゃるように、その前の年に比べて花の状態はちょっと悪かったような状態でございます。今年度につきましては、事前からいろいろな経験者等にもお聞きするなか、今、一生懸命種も植えて、今、芽の育成を図っているところがございますので、秋は去年に比べれば花つきはいいものと考えておるところでございます。以上であります。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。植物ですので、私がこう言ったからといってなかなか難しいことかもわからないですけど、やっぱりあの場所が斑鳩町としての秋のひとつの名所という、観光名所にもなっておりますので、やはりそこは人を惹きつけるというか、そういう意味でもご努力のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 財産に関する調書の一番後ろのページの土地の賃貸借なんです。その教育費の一番下のスポーツセンターの、今そこのテニスコートという話が出たんで多分そのあたりやと思うんですけど、非常に契約期間がまずは非常に長い。これ平成11年から令

和21年という形で出てるんですが、建物が建ってれば定期借地というような考え方もできるんですが、これテニスコートというイメージがあるんでそれでもないやろし、ちょっとこの契約期間のところからこの経緯を教えてください。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 すこやか斑鳩・スポーツセンター内でテニスコート部分に借地をしている土地がございます。こちらにつきましては、昭和54年12月に契約をいたしまして、契約期間につきましては、所有者の意向がございまして20年間、これは当時の民法に規定をされておりました最長の賃貸借期間でありまして、これまで平成11年12月、そして令和元年12月の2回更新をしております、契約期間の今回の契約期間は令和21年の12月末までというふうになってます。この契約期間、本来、一度契約が切れてるなら、正しくは令和元年12月から令和21年12月というのが本来正しい、引き続き契約をしておるものですから、平成11年12月からというふうな記載になっております。20年ごとの更新ということでご理解をいただきたいと思います。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今の答弁で賃貸借やと、それやったら民法上20年ということで、そして更新していかれているということで、この表記自体がまあ言うたらちょっと紛らわしいというような感じ、確かに更新して上のほう令和元年という感じで表記されるのが普通というか、わかりやすかったと思います。あとこれの単価ですね、上のほうを見ますと、職員駐車場、役場東駐車場、なぜかいうたらほとんどこれ同価格、平米あたりの。そしてまた、iセンターのところも商工費で真ん中で、これも173、173という形で同価格、ただ、このスポーツセンターに関しては倍以上の価格の差が出てると、このあたりに対してこれはなぜこうなってるのか教えてください。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 契約は20年契約を結んでおりますけれども、借地料につきましては、3年ごとに交渉して覚書を締結してお支払いをしているという形になります。平成11年度までは、この合意に達した契約金額に毎年所有者が固定資産税を払っておられますけれども、その前年分の差額、例えばですね、去年の税金が10万円、今年が11万円税金がかかったとして、その1万円をその契約金額に上乗せして支払いをされてた、していたということがございます。平成12年度より、平成11年度の契約金額これは352万6,582円だったんですけども、それを借地面積で割り戻して平米当たりの単価を出して、それが2,400円になったということで、以後、それが現在にまで至

っているということで、今回契約させていただいたのも直近で令和3年度まで1平米当たり2,400円で、年額で359万4,024円のお支払いになるという覚書を交わさせていただいてるということです。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 経緯は分かりました。非常に理解できる経緯ですねけど、金額はちょっとこれ、役場の北側の職員駐車場、一番上の2つも、これからいくとほぼ倍弱ぐらいの金額になってると、これ妥当性といいますか、いうところから、これやっぱり面積からいっても年間の支払いが360万円ぐらいになってると、なってくるとちょっとこれ突出してると、いろいろな事情あると思いますけども、その辺、教育長、これに関してどういうようにお考えですか。

○木澤委員長 山本教育長。

○山本教育長 実は、このことにつきましては、次長の回答と重なる部分があるか分からないですけども、土地所有者の方とは全く話をしていないわけではなくて、覚書の締結ごとに、売買につきましてお話もさせていただいて、その都度交渉には応じられないという回答をもらってたところでございます。また借地料につきましても、単価見直しの交渉もしておったわけなんですけども、なかなかご理解いただけない中で、今日まで単価据置きのまま現在に至っているというところでございます。町といたしましても、いつまでもこの借地を続けるということで毎年多額の予算が必要となりますし、また年数が経過するごとに財政負担も大きくなってきますから、どこかのタイミングで判断をして、今の状況を見直す必要があると。じゃあ、どのように見直すのかとおっしゃられるかと思えます。そのために、令和元年度に契約をする際に、これまでの契約条項にはなかった、町から賃貸借契約の解除の申し入れがあった場合には協議に応じることということでご理解をいただいているということで、そういった条文を明記することになりました。ですから、町から町のほうから契約解除を申し出ることがあった場合には、契約内容を見直すと、土俵に乗っていただくというように理解をしているところでございます。このことから、町といたしましては、今後は現行の借地に頼るだけではなくて、別に新たな場所を購入して、そこにテニスコートを新設してということも視野に入れながら取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 そない、確かにそういうような、まあ言うたら念書といいますか、契約書以外にいうのがあれば、確かにその契約自体に緊迫感といいますか、なぜならこれもう30

年ほど借りてはったら1億ぐらいの総支払額を超えてるかなど、この金額から、下のその20年以上前の金額がちょっと分かりませんねけど、それからいってもちょっとこれ大きな金額になってることは間違いないんで、確かにテニスコートなくしたら隣に座ってはる同僚議員に怒られますし、私もスポーツ好きですよってに、そんなこと言うてるわけ違うねん。やっぱりできるだけ支出を少なくしていう財政的な部分からその辺でうまく交渉していただくこと要望いたします。

次、させていただきます。こないだの一般質問でちょっと関わったやつですねけど、183ページの下の小学校の空調設備、これについて答弁を聞かせていただいていると、何か使うと傷むような表現がそこであったと。私もえっと聞いて、それはちょっとおかしいやろ、これ税でやってるのに、そらやっぱり使ったら傷むって、使わへんだら傷むというのはありまっけど、そらよっぽど使用で24時間回してとかいうのと違うねから、ちょっと表現もあれですけど、これに関してなぜそういうような対応になったのか。そういうルールといいますか、規則といいますか、そんな形になったのか、これ教育長、なんでそんな形になりましたん。

○木澤委員長 山本教育長。

○山本教育長 まず、体育館のエアコンを使ったら壊れやすいやないかというご意見に対してですけども、ご質問に対してなんですけれども、誤解を与えるような回答してしまいましたことにお詫び申しあげたいと思います。実はそうではなくて、エアコンの耐用年数、使用頻度を考えますと、委員おっしゃいますように、使わなくともメンテナンスも必要ですし、必要な経費がかかってまいります。エアコンの一般的な使用の中で耐用年数は11年、12年と聞いております。そのようなことを考えますと、使用頻度が高まりますと、あわせてメンテナンスでありましたり、維持管理に必要なものが生まれてくるのではないかということで、使用にあたりましては、条例に設けてあるのは使用料として設けさせていただいたんですけども、頻繁に使うとなったときには、メンテナンス料も少し加味させてもらう必要があるのではないかという素朴な思いの文書でありまして、特にルールを設けたとかそういうものではございませんので、ご理解ください。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 確かに使用料設定のときには電気代以外に、やっぱりそういうようなあとのメンテというようなことも踏まえた上で価格設定された。それはそれでよろしいでんが。この暑いときに、9月に入ってもまだ暑いですわ。体動かしたら特に暑い。なかなか外で体が動かしにくいから、中で体育館で体動かそうと、普通の考えと思いますねん。そ

れでそんな、クーラー使たらあかん。そんなせちめんなことを何でなってるのかなど、逆に住民としたらそう感じますねんけど、そのあたりどうでんねやろ。

○木澤委員長 山本教育長。

○山本教育長 先の一般質問でもご指摘いただいたように、ちょっと考え方を新たにしたところでもございます。いわゆる根本的なことという考え方として、暑いときに体育館を使ってスポーツすることはないやろという素朴な思いがあったことが事実です。それとあわせて、当時次長が回答しましたように、学校使用条例とそれから学校体育の開放施設の事業のこともご説明させていただいたように、その学校条例で設けたときの体育館の使用の中には、スポーツというのを想定はしてなかった。これはもう何でやねんと言われますと、甘かったなとそのように思っているところなんですけども、いわゆる学校体育開放施設を使うにあたっては、学校の体育館を使用させていただくと、そのときに先ほど申しましたように、クーラーを使って例えばW B G T、暑さ指数で31度を超えるときに使うことはないだろうと。そして、それもちょっと甘い考えだったかわからないんですけども、2月に担当者説明会させていただいたときにも、体育館をクーラー入れて使わせてほしいという意見も出なかったことですし、いわゆる私どもも想定してなかったところに意見も出なかったことから、そのような結果に至りました。ただ、先の一般質問でご指摘もいただきました。また、委員のほうからも体育館のこの町民の方に寄り添った考え方できないのかというようなご意見もいただく中で、ちょっとスピーディな対応を考えてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 私よう、ちょうど8時、9時ごろ西小のところ結構電気ついてますねん、夜。結構使ってはんねんなど、結構頻繁に電気のついてる、そのとき中でスポーツしてはる、多分してはると思いますわ。ただ単に電気つけてはるだけやと思えませんので、そういう中でやはりやっぱり暑いときやから、使いやすいように、そして体動かしていただくときにそして迅速に、まだ暑いのは続きますので、そのあたりよろしくお願いします。

続けてよろしいですか。同じように体育館ですねけど、210ページのスポーツセンター、アリーナの、これも同僚議員からのクーラーの設置で、あのときは逆に、羽が動くというか、あれはやっぱり国際大会するわけ違うのに、中学のとき、僕、覚えてる、卓球とかでも開けてやってみましたわ。あれも軽い玉です。そやけど暑いから夏場は部活するときに台並べて開けてやってた、その記憶あります。確かに場所によってはここはちょっと風が、空調いうのはどんな風向きになるかわからんけど、やっぱり前向きに考

えて、そら財政的なことがあるよってに、そこでなかなか検討はしてんねけど、難しいねんと言わはんねやったらわかるけど、羽が動くからと言われたら、正直ええっと思ったような格好でんねけど、実際のところ、これやっぱり避難施設にもなってるし、ここでやっぱりクーラーと、一番最後はやっぱりここへ来るんと違うかなと、この辺の教育長の考えをお願いします。

○木澤委員長 山本教育長。

○山本教育長 学校の体育館のクーラーの使用の話が出まして、次は中央体育館のクーラーだなどというのはこちらでも予測しております。その中で、結果は出てないんですけども、いろいろ話をさせていただいて検討課題として上げてるのが、次長がそういう回答もさせていただいたところで、競技によっては影響であるということはひとつと、それからお金の件がありますので、その費用が1億8千万円ということになりましたら、やはり一遍にはいかないと。それからもうひとつは、その工事にかかって半年からやっぱり体育館が使えなくなるというのがありまして、もうひとつは、クーラーを設置するときに今現行の体育館に設置するとなりましたら、かなりでこぼこが出てくるかなと、というのは使用上の問題なんで、使用上の方法論の中で解決できる問題です。ただ、競技をしてる中で集中しますと、時としてクーラーの出っぱりがあるということは平常時にはわかりながら、競技を遂行上の中でさっきのテニスの話じゃないですけども、けがをするということが想定されます。じゃあ、けがをしたときの責任は誰がとるのかということも考えますと、非常に今すぐというような結論には至ってないんですけども、ひとつには、費用面で考えますとクーラーを設置というんじゃないで、その例えばですけども、6月、7月、8月、9月の必要なときだけクーラーを借りるとか、リースで借りて設置するとか、費用面で考えますといろいろ考えることもできると思いますので、それと安全面と、それを両面から合わせ持ちながら前向きに検討させていただきたい。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 もう多分、中央体育館のクーラーの話してくるやろと、そのあたりはもうびつたりですもんねけど、正直言うて、たしかいかるがホールの空調のとき、最初2億台の費用が4千万円ぐらいで修繕で、その差額だけでもここつくように思うぐらいの金額やったと思いますねん。それたしかにお金の面はあります。そのお金がそのままこっちへスライドするものと違うのはわかるけど、そやから捻出の仕方ですな。先ほどひとつ、一例挙げたら、それでいくと、またほかのところへ見逃しておられるところの費用を考えれば、本当に考えていただければ、僕はその前向きというのか、本当に実現する可能性

があるん違うかなと思いますので、本当に今度こういうのが決定されてんなというような格好で見せていただくこと期待しておりますので、本当に考えてください。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

そしたら、私のほうからも少しお聞きしたいんですけど、成果報告書の184ページのところで、小学校情報教育の推進というのがあるんですけど、ここでコンピューター室、パソコンのタブレットの話が出てきてるんですけど、今新たに児童1人1台パソコン、タブレット購入するということで、購入はもう予算化されようとしてますけども、これ元々ある分についての活用というのとはどんなふうを考えてはるんでしょうか。

岡村教委総務課参事。

○岡村教委総務課参事 パソコンの、現在のパソコンの話なんですけど、現在パソコン室に入ってるパソコンは従来のWindowsというOSで動いてるパソコンでございます。また詳しくは委員会等で話もさせていただくんですが、今回購入予定しておりますパソコンは、Googleのクロームブックというパソコンでありまして、ちょっとOSの種類が違いまして、使い方にもいろいろ違う部分がありまして、その中で現在使っております当然ソフト等入ってますし、当然ワープロ、エクセルとか、そういったことの習得ということも学校として必要となってきますので、並行して使っていけるのかなということで考えてますので、今すぐ不要になるということはないのかなというところで考えてます。また、当然、いろいろ今クラウドとかで使っていけますので、先生方で十分に先生方にもパソコンは行き渡らないので、教育用のパソコンとしても一部流用することもできるのかなといったところで考えております。以上です。

○木澤委員長 今回、1人1台ということで、せっかく今まである分が不要になってしまったら、これはもったいないなという思いから今、活用の仕方、聞かせていただきましたけども、十分に有効活用していただきたいなと思いますので、お願いをしておきます。

それと186ページのところの小学校講師の配置なんですけど、ちょっと不用額見せていただきますと、10ページのところで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため臨時休校したことに伴い、臨時講師の勤務日数が減少したことによって執行残が出ているというふうには書いてるんですけども、これは臨時講師、町費講師の方ですね、コロナで休校になってる間は、いうたら雇用状態ではなかったということなんですかね。どういう状況だったんでしょうか。

山本教育長。

○山本教育長 非常勤講師、常勤ではなくて非常勤の講師という意味であって、特に夏休

みとか生徒が学校へ来ないときには勤務体系がありませんので、勤務しないというのが常時なんですけども、今回はコロナ対策の中で、子どもたちを、本来は学校へ来ないんだけど、学校で面倒見てもらいたいという保護者が子どもについて、また学童保育を例えば小学校で面倒見るということもありましたので、そういった対応の中でその非常勤講師の勤務を補ったと。夏休み入る前のいわゆる臨時休業中の6月、5月の末、30日までの間の話なんですけども、そのときはコロナで学校休業になりますので、非常勤の講師は勤務体系がなくなってしまう。子どもたちが来ませんので、それでも勤務してもらおうと。勤務してもらった後に夏休みも勤務するということで、通常よりは長く、長期間先生方には来ていただく。この、ちょっと回答が間違ってますか。

○木澤委員長 私が言ってるのは執行残が出てるから、本来、賃金として支払うべき分が支払われてなかったんじゃないかなと。

松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 非常勤講師として配置している教員につきましては、もちろん雇用の継続という形にはなってございますが、先ほどのご答弁にございます非常勤につきましては、授業の実施状況にあわせて、雇用期間に算入されない期間がございましたことはございます。ですので賃金の支払いが生じていないこともございます。

○木澤委員長 ただ、さっきの教育長の答弁やったら、本来その夏休み期間なんかでも休業になってこなかったところを、いつもより来てもらうたという。常勤講師とおっしゃってても、いわゆる町費講師というのは常勤として採用されてるのか、それともそれと別にまた非常勤講師の方がいらっしゃるのか、そこはどうなんですか。

松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 少人数学級編制のために、担任等をする職員といたしましては常勤となったりということがございますけれども、特別支援学級の支援のための配置する教員だったりとかいうものにつきましては、児童の登校ないし授業のあるなし、こういった状況にあわせての勤務形態となる非常勤講師という勤務形態もございます。

○木澤委員長 そしたら、通常、町費講師といってる分については、年間来てもらう方ですね、その方の賃金については別にコロナがあったからといって支払われない期間があったというわけではないということで。それ以外の契約をされている日数、日割りの換算なんか、月割りの換算なんかわかりませんが、そういう方の内容で執行残が出たということで理解しておいてよろしいですかね。

年間通しての方がこういう状況なってるんやったら、ちょっと対応的にまずいんじゃない

ないかなと思いましたが、そうではないということで確認しておきます。

そうしましたら、ほかによろしいですか。

小城委員。

○小城委員 2つだけすみません。

成果報告書の178ページの、ことばの教室の運営のところなんですけども、平成30年度が13人で令和元年度が1名ということで、これって何か仕様が変わったとか、減ったというのは卒業されたのかっていう、その状況を教えてもらえますか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 平成元年度からですけれども、県の教育委員会から専任の指導員が配置されまして、東小学校に通級指導教室が設けられたところでございます。この通級指導教室への移行をはかったことから、ことばの教室の通級児童が減ったというような状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。理解しました。

それと、中央体育館のところ、最後210ページの、スポーツセンターの運営のところなんですけれども、いま稼働率、ちょっとコロナもあって減ってるかもしれないんですけども、稼働率がわかれば教えていただきたいんですけども。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 中央体育館アリーナの稼働率につきましては、令和元年度で約70%、テニスコートにつきましては、雨天等の関係もございますので約60%の稼働率となっております。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 それっていうのは例年に比べて、いつもどおりぐらいか、減ってるかというのわかりますか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 体育館の利用につきましては、年々増加傾向にございますので、稼働率も増加しているということでご理解ください。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。スポーツ振興も図っていただいて、稼働率がもっと上がるようにしっかりと運営していただきたいと思います。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結いたします。

以上で、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の決算の審査を終わります。

審査結果についてとりまとめのため、暫時休憩いたします。

(午後4時14分 休憩)

(午後4時19分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

では、これより、議案第41号及び認定第2号から認定第7号までの7議案につきまして、順に採決してまいります。

はじめに、議案第41号 令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 令和元年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和元年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和元年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和元年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和元年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました決算認定にかかる議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、当委員会の審査結果報告につきましては正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長のあいさつをお受けいたします。

中西町長。

○中西町長 決算審査特別委員会の皆さまには、昨日、今日2日間におきまして、慎重審議いただき本当にありがとうございます。

付託いたしました議案につきまして、7議案につきましてですね、委員会として満場一致で認定賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○木澤委員長 皆さんには、2日間にわたりまして熱心に審査を賜り、ありがとうございました。

以上で、決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後4時24分 閉会)